

# 1989年の台湾

## 初の政党選挙と弾力外交の展開

劉 文 甫

1989年の台湾は、2年目を迎えた李登輝体制下で、政治、外交および経済面において、大きく揺れ動いた年であった。政治面では、12月に初の政党選挙が行なわれ、これまで一党支配体制を維持してきた与党国民党が得票率を57.6%へと後退させ、かわって民主進歩党(民進党)が野党としての地歩を築くなど、二大政党政治への転換が見られた。外交面では、弾力外交(「弾性外交」または「実務外交」)を展開した結果、新たに4カ国との外交関係が樹立されたが、これに対する中国の非難は強まっている。経済面では、対米貿易摩擦によるアメリカ側の圧力がやや弱まりを見せたものの、巨額の資金がほとんど株式や不動産市場に集中し、賃金上昇、労働力不足、物価高などの要因が景気の先行きに不安感を与えている。それに国内における投資環境や治安などの悪化で、台湾企業の対外投資も急速に増えている。

### 政 治

●政党結成の自由化 政党の設立や活動に法的基盤を与える「動員戡乱(反乱鎮定)時期人民団本法」が1989年1月20日、賛成多数で立法院を通過した。これにより、一党支配体制を続けてきた台湾に国民党以外の政党設立が初めて認められ、政党政治の時代が到来することになった。同法は、地方のセクト主義や外国人による政治介入を防ぐために、地域性の強い政党の設立を禁止すると同時に、外国人や外国の団体の援助を受けてはならないことを明文化した。政党の設立は許可制から登録制に変更されたので、12月の選挙の時点までに40の合法政党が誕生した。86年9月に反国民党勢力として結成された最大の野党である民進党も、5月12日に内政部(内務省)から政党証書を交付されることで合法政党として承認された。また3月29日には台湾で初の「社会主義階級政党」を名乗

る労働党が成立している。

「人民団本法」のもうひとつの特徴は、政党に対して憲法を順守し、共産主義と国土分裂を主張してはならないと定めていることである。ここには台湾独立運動への警戒心を含め、中国を刺激しないための慎重な態度が依然としてあることは明らかである。つづいて李登輝政権は、1月26日に「第1回古参中央民意代表退職条例」と「動員戡乱時期公職人員選挙罷免修正案」を通過させた。これは政治改革を通じて政治の支持基盤の強化を狙ったものである。

中央民意代表機構(国民大会、立法院、監察院)の改革は、台湾にとって1987年7月の戒嚴令解除後の最大の政治課題である。47~48年に中国大陸で選出された同機構の諸代表は、これまで大陸を含めた全中国を代表する人々と主張されてきた。かれらは国民党政権のこの非現実的な政策により、非改選のまま今日に至るまで終身議員でいつづけたものである。これら代表議員の高齢化と中央民意代表機構そのものが民意を十分に反映しえなくなっているなかで、与野党ともに同機構の改革を放置できなくなったのである。

しかし、国民党が退職条例の適用対象となる古参の代表の退職はあくまで自発的に行なうべきだと主張したのに対し、民進党は中央民意代表機構の全面改選の考えを示した。結局、自発的意思による退職を原則とする中央民意代表退職条例は強行採択という形で可決された。その骨子は、(1)重病で一年以上引き続き職務を遂行できない者、または公務以外の理由で海外に半年以上居住している者は、自発的退職とみなす、(2)政務官並みの退職金を支給する、などとなっている。退職期限を明確に設けていないため、退職条例が実施されてもどの程度実効性があげられるか疑問視されているが、国民党首脳のねばり強い説得と世論の圧力

のもとで、中央民意代表の早期退職が期待される。

●李煥内閣の発足 俞国華行政院長(首相)は5月17日、李登輝総統に辞表を提出した。1984年6月に就任した俞行政院長は、88年7月の国民党第13回代表大会の中央委員選挙において、第35位という低い順位で当選したときから、その進退が注目されてきた。これに加えて政治および経済面における保守的政策が批判されたこともあって、李総統は5月21日に辞表を受理した。

12月の国政と地方選挙に備え、李登輝総統は開明派と言われる国民党の李煥秘書長を新しい行政院長に指名した。立法院の同意を得て行政院長に就任した李煥は6月1日新内閣を発足させた。新内閣では、僅かに2名の政務委員(張劍寒、王昭明両氏)と張建邦交通部長の異動が行なわれただけであった。行政院長に転出した李煥国民党秘書長の後任に宋楚瑜副秘書長が秘書長代理として昇格、3月5日には正式に秘書長に就任した。

政治改革とクリーンな政府の樹立を表明した李煥内閣は、早くも8月中旬に起きた蕭天讚法務部長のゴルフ場建設に関する汚職嫌疑事件で大揺れとなった。桃園県の第一ゴルフ場の建設許可に口利きをしたとして責任を問われた蕭部長は、9月7日の高等検察処の調査報告では無実との結論が出たが、道義的責任と年末選挙への影響を考慮した李煥行政院長は、10月7日に蕭部長の辞任を受理した。後任に呂有文法務部政務次長が代行として就任、11月24日の総統辞令で法務部長に昇格した。

12月5日に1981年末から軍参謀総長を務めてきた郝柏村が国防部長に就任した。故蔣経国総統および李登輝総統に重用されてきた郝は、8年間の参謀総長時代に一大勢力を築き、軍内の最高実力者でもある。国防部長に転任後は政界へも強い影響力を行使するものと見られる。

●選挙で民進党が躍進 12月2日、国政レベルの増補立法委員(任期3年)と地方レベルの21の県、市長および台湾省議員、台北、高雄両市議員(いずれも任期4年)の三つの選挙が同時に行なわれた。これらの選挙全体の得票率を見ると、国民党が前回の選挙で獲得した70%台を割って、57.6%と大きく後退した。逆に「地方による中央の包囲」をスローガンに今回の選挙に最重点を置いて取り組

んだ民進党は、当初目標に近い28.5%を獲得した。一方議席数では民進党は、立法院選挙(改選議席101)で前回の議席を大きく上回って21議席を獲得し、目標としてきた法案提出権を初めて得た。また県、市長の地方首長改選でも、6県の県長の座を占める(前回まで非国民党勢力が最高4県市のポストを押えていた)躍進を示した。国民党は、無党派の嘉義市長を含め県市長選で七つを失ったことになる。

戒厳令解除後初の選挙でも、国民党の絶対優位は動かなかったとはいえ、民進党の躍進で1949年以来の一党独裁体制にあった台湾は大きな転換期を迎えたといえる。民進党は、7月29日に開かれた第3回全国党員代表大会第2次臨時大会で、党主席の任期をそれまでの1年から2年に延長することを採択し、また、党中央5人小組が提出した「当面の重大行動綱領草案」では、中央民意代表機構の全面改選、総統をはじめ台湾省主席、台北と高雄両直轄市長の民選、出入国を禁止された者のブラックリストの公開と廃止、台湾海峡兩岸は平等な市場で平和共存・平和競争を行なう、などの具体的な主張を掲げた。なお国民党は、この大会に来賓として洪玉欽党中央政策会副主任委員を出席させて友好の態度を示した。

民進党はまた10月28日、第4回全国党員代表大会を台南県新営市で開催、新中央執行委員31人および中央評議委員11人を選出した。台湾の将来で住民自治を主張する穏健路線の美麗島系が17人の執行委員を確保、台湾独立を主張する新潮流系は14人に留まったため、美麗島系が1988年の大会で1人差で奪った優位をさらに拡大したわけである。29日、美麗島系の黄信介が再び党主席に選ばれた。

●台湾独立派の動き 民進党の新潮流系の姚嘉文、江鵬堅らは11月6日、「全ての政治的現実台湾人民が新しい国家を樹立する時期の成熟していることを明示している」と宣言し、党内政治勢力として「新国家連線」を結成した。12月初めの3種の選挙で同連線に属する候補者32人のうち、8人が立法院入りし、地方議会を含めると全部で20人が当選した。台湾独立を主張し、3月7日に警官隊の前で焼身自殺した政論誌『自由時代』の発行人鄭南榕の妻、葉菊蘭候補も同連線の一員として、亡夫の遺志をついで立法委員に当選した。

民主化と政治規制緩和が進むなかで、台湾独立派の動きは急速に目立ってきている。反政府運動で投獄され、1980年2月に母と2人の娘を何者かに惨殺されるという悲劇を体験した林義雄弁護士は、出獄後海外で執筆した「台湾共和国基本草案」の全文を帰国後間もない11月6日に台湾紙『自立晩報』に発表した。また、台湾独立を主張する人たちが多くを占める「世界台湾同郷会」の第16回年次大会が8月11日に高雄市で開かれたが、台湾当局に入国を拒否されていたはずの李憲栄同郷会会長、および台湾独立建国連盟の蔡正隆中央委員が会場に姿をあらわした。さらに反乱罪で台湾当局から手配されているアメリカ在住の台湾独立建国連盟アメリカ本部の郭倍宏主席も密入国して、選挙期間中の11月22日に台北郊外の中和市で開かれた民進党候補の選挙演説会場で応援演説を行なった。なお李憲栄、蔡正隆の2人は政府当局によって国外に強制退去されたが、郭倍宏は自ら密出国したと伝えられている。

このほか再三帰国を阻止されていた在米民主運動家の陳婉真女史は5月にひそかに台湾入りを果たした後、台湾に留まって反体制活動を続けている。しかし、反乱罪容疑で指名手配されアメリカに亡命していた反体制政治家の許信良元桃園県長は9月27日、高雄沖で台湾漁船に乗り密入国を企てたところを、警察当局により発見され、身柄を拘束された。許信良は1979年に台湾独立論を擁護する『美麗島』誌の創刊に参加したことで反乱罪にとわれていたものである。今回収容された台北市郊外の土城刑務所では、10月11日に許の釈放を求める数千人のデモが発生し、警官隊と衝突する事件が起きている。

1987年7月に施行された「国家安全法」によれば、台湾独立を主張することは禁止されている。この点では現国民党政権は中国と共通の立場に立っている。だが、中国は同政権が台湾独立の動きを野放しにしているとして不満の意を表しており、台湾独立論者に対し、再三にわたって非難と警告を繰り返している。なお国民党内で台湾独立に反対し、党の体制内改革を目指す組織として「新国民党連線」が8月25日に成立したが、同連線に属する若手候補者8人は12月の立法院選挙で全員当選を果たした。このことは台湾独立には危険性が

伴うものと認識する選挙民も数多く存在していることを示しているようである。

台湾第一世代の野党指導者である余登元高雄県長は9月13日、高雄県の自宅で死亡したが、当局による事件直後の検屍の結果、鈍器で頭部を直撃されたことが死因である、と発表された。だが、高雄地検処は11月4日、1カ月以上の調査期間を経て、死亡は自身が転んだのが原因で、他殺の疑いはないという死因調査最終報告書を公布した。余は晩年中国の統一を主張し、台湾独立運動には強く反対していた人物である。

●対中民間交流は拡大 行政院大陸工作会報は4月17日、(1)現役軍人、警察官、大学や短大の校長、国防機密の研究に従事している者を除く公立学校の教職員の大陸里帰り、(2)マスメディアの大陸取材や映画の大陸ロケ、などを認める中台交流に関する新措置を発表した。同日に中華台北青年体操選手団は、北京で開かれるアジア・ジュニア体操選手権大会に参加するため、北京に到着した。台湾選手団の中国派遣はこれが初めてである。

6月4日の天安門事件に対し、李登輝総統は同日、中国非難の声明を発表した。一方、邵玉銘新聞局長も同日、台湾政府は今後も1987年11月に始まった大陸里帰り政策を引き続き推進、これを禁止することはないとの見解を表明した。中国の民主化運動を支援するという狙いから、大陸工作会報は6月7日、中国旅券を放棄した海外在住の中国留学生や学者らに台湾旅券を発給する、などを盛り込んだ「大陸民主化運動支援措置」を採択し、翌日には中国との電話、電報、テレックス、郵便などを40年ぶりに解禁することを決定した。

従来の間接貿易や親族の大陸訪問などを柱とした中台関係を維持していく考えのもとで、大陸工作会報は10月9日に中台兩岸人民の出入境、婚姻、相続、通信、往來を商業行為について明確に規定する「台湾地区と大陸地区人民關係暫定条例草案」(全文54条)の初稿を公表した。しかし、12月16日に香港で設置された中台間の商事紛争の仲裁機構である中国の「海峽兩岸經貿協調會」と台湾の民間組織「海峽兩岸商務協調會」について、前述した兩岸人民關係暫定条例がまだ正式に発効していないこともあって、大陸工作会報は12月18日、台湾政府はその法律上の効力を認める意思がないこ

とを明らかにした。

1989年には、2月11日の台湾空軍F5E型戦闘機(操縦士は林賢順中佐)の中国亡命事件や、7月3日の台湾紙『自立晩報』の黄徳北北京特派員の中国公安当局による拘置事件、また中国側からも9月6日のミグ19型戦闘機(操縦士は蔣文浩中尉)の台湾亡命事件などが起きたが、中台交流に悪影響を及ぼすほどのものではなかった。

## 外 交

●弾力外交の展開 台湾は1月10日、中米のバハマと外交関係を樹立した。7月20日には同じく中米のグレナダとも外交関係を結んだ。グレナダの場合、1985年から中国と外交関係を維持してきたが、台湾が中国と国交のある国と外交関係を樹立したのはこれが初めてである。70年代初期から国際的孤立を深めてきた台湾は、ここにきて現実的な弾力外交を積極的に展開したのである。

その後、台湾は中国と国交を結んでいるリベリア(10月2日)、ベリーズ(10月13日)と相次いで外交関係を締結した。これで、台湾承認国は26カ国になった。中国はこうした「二重承認」を「二つの中国」、「一つの中国、一つの台湾」をつくりだすものとして厳しく批判し、グレナダなど3国との外交関係を断絶する措置をとっている。

連戦外交部長は8月18日、台湾との国交樹立を働きかける対象は、現段階で台湾海峡兩岸と外交関係をもたない国に限らない、と積極的な外交方針を表明した。台湾の弾力外交の最大の強みは、巨額の外貨準備に示された豊富な資金力である。台湾当局はとくに1988年11月に設置した資金10億ドルの「海外経済協力発展基金」を、外交目標の達成のために優先的に運用している。

台湾の弾力外交は、積極的に国際諸機関の活動に参加することも一つの目標としている。連戦外交部長は4月14日、「中華民国」は独立主権国であり、国連を含むすべての国際機関に加入する資格がある、と強調した。貿易黒字拡大と共に各国との摩擦が強まりつつあるという事情から、台湾はガット(関税貿易一般協定)の早期加盟を望んでおり、1990年初めに加盟申請を行なう予定である。その際、「中華民国」の名称に固執せず、「台湾・澎湖・金門・馬祖関税領域」の名称を使用することを決め

た。またアジア太平洋経済協力閣僚会議(APEC)へも参加意欲を示している。ただこの場合は「一国家」とを無理押しせず、「一経済主体」といった方式を考慮しているようである(89年11月6日からの第1回会議は中国、台湾、香港を招待しなかった)。

郭婉容財政部長を団長とする台湾の代表団は、5月4日から北京で開催された第22回アジア開発銀行(ADB)年次総会に出席した。政府関係者が大陸で開かれる国際会議に出席するのは、国民党政権が1949年に台湾に移って以来初めてのことであり、台湾が進めている弾力外交のあらわれとして注目を集めた。外交部は4月6日、(1)公式代表団の派遣ではあるが、あくまで台湾が創立メンバーであるADBの総会への出席が目的であり、「三不政策」(接触せず、妥協せず、交渉せず)には抵触しない、(2)台湾政府としては「中国・台北」の名称を受け入れたものではない、と強調した。

しかし、年次総会の開幕式典で、台湾の代表団は中国の楊尚昆国家主席が会場に到着したとき、および中国国歌が演奏されたときは、ほかの参加国の代表とともに起立した。一方「タイペイ・チャイナ」(中国・台北)の名札もそのままつけられていたことからすると、台湾が柔軟な態度を示したことになる。なお、郭婉容財政部長は、5月5日の総会で演説をし、ADB当局が「中華民国」(Republic of China)の名称を変更したことに対して、正式に抗議のうえ、ADB当局と引き続き交渉する意向を表明した。

●共産圏との経済交流の拡大 1989年に台湾はソ連・東欧諸国との経済・貿易関係の強化に乗り出した。王建煊経済部次長は3月21日、行政院は半官半民団体の対外貿易発展協会がハンガリーに通商事務所を設置することを承認した、と発表した。同協会はこの発表に沿い、早くも5月ハンガリーに事務所開設申請を提出している。外交部は11月24日、東欧7カ国(東ドイツ、ポーランド、ハンガリー、チェコスロバキア、ユーゴスラビア、ルーマニア、ブルガリア)からの長期滞在ビザを含む訪台申請を全面的に受理するようにした。交通部も同日、台湾籍船の禁航地区を中国、北朝鮮、ソ連、アルバニアに限定し、キューバは事前認可を要する、という新措置を実施した。交通部はさらには11月29日にはソ連とアルバニアを除く東欧7カ国の旅行

業者と業務提携することを認める」と発表した。台湾は、東欧との関係を経済だけでなく、民間から政府レベルに引き上げたいという政治的思惑ももっていると思われる。

台湾は、対ソ接近に強い関心を示しているが、中国が複雑にからんでいるため、急速に経済交流を図ることは難しい。しかし、ソ連との接触は続いており、8月13日には民間組織である台湾省輸出入公会のシベリア貿易視察団がバンコク経由でソ連を訪問した。同公会のソ連視察団は、1988年10月に続いて2度目である。1989年の対ソ貿易は1億4134万ドルと金額的にはそれほど大きくないが、前年比311%と急増した。ソ連のペレストロイカ政策を高く評価している台湾は12月末頃、ソ連と直接貿易の解禁を90年から実施することを検討し始めた。

台湾はまたカンボジア問題の解決をにらんで、ベトナムとの経済交流も図っている。7月28日にはベトナムのグエン・ホーチミン市長一行5人が極秘に台湾を訪問し、台湾企業の投資を誘致した。台湾はベトナムで紡績品を扱う合弁貿易商社の設立や工業区の設置などを計画している。

●積極的な対東南アジア外交 李登輝総統は3月6日から9日まで国交のないシンガポールを訪問した。台湾総統としては嚴家淦元総統が1977年7月にサウジアラビアを訪問して以来、12年ぶりの外交訪問である。台湾とシンガポール双方は投資保護協定の締結、閣僚級の年次定期経済協議の開催などで合意し、関係強化を確認しあった。

シンガポール訪問中、「台湾からきた李登輝総統」と呼ばれたことについて、李総統は帰台後、「不本意ではあるが、受け入れられる」と述べて、弾力外交の姿勢を見せた。シンガポールのリー・クワンユー首相はその前の2月19日、台湾を5日間訪問している。なお台湾の鄭為元国防部長は4月4日、1975年6月10日以降シンガポール軍の訓練を引き受ける「星光計画」を実施してから14年間に合計13万人のシンガポール兵に訓練基地（歩兵は恒春、砲兵は斗六、装甲兵は湖口）を提供したことを明らかにした。

柔軟な外交姿勢をとっている台湾は、ほかの東南アジア諸国との実質的な経済関係の拡大にも努めている。まずフィリピンについては投資が1987

年の350万ドルから88年には1億700万ドルへと飛躍的に増えている。こうした背景のなかで2月にフィリピン下院に上程された「フィリピン・台湾便益関係法」草案の主要推進者であるルマイ下院外交委アジア太平洋小委員会委員長が3月19日に台湾を訪問し、経済関係の拡充を求めた。その後、台湾の連戦外交部長が5月末にフィリピンをひそかに訪問し、フィリピンのマンガラブス外相も10月21日、個人の資格で台湾を訪問した。中国はフィリピン政府・議会の台湾接近には不快感を表わしている。台湾はさらに実質関係を強化するため、12月20日にフィリピン駐在の台湾の代表機構「太平洋経済文化センター・マニラ事務局」を「駐フィリピン台北経済文化事務局」と改称した。

現実外交で攻勢にでた台湾は10月10日、インドネシアの同意を得て、同国にある窓口「ジャカルタ中華商会」を「駐インドネシア台北経済貿易事務所」に昇格させ、経済関係の緊密化を図ることとした。施啓揚行政院副院長は7月22日、台湾を訪問したインドネシアのハルモコ情報相と会見し、双方による高官の相互訪問を希望していると表明した。このほか、台湾とタイの第1回経済協力会議が5月19日に台北で開催され、相互に経済協力を強化する必要があることが強調された。

●対日米関係 2月24日の昭和天皇の大喪の礼に、亜東関係協会の張宝樹理事長、馬紀壯駐日代表ら民間レベルの代表団が参列した。6月26日に開かれた日台「アジア・オープン・フォーラム」第1回台北会議には、日台の学者、企業家らが参加した。2日間の討論で、経済と同時に文化や人的交流の質も向上させようとする日台新関係のあり方が模索された。

対米関係では、2月25日のブッシュ大統領の訪中について、外交部は同日、同大統領は台湾海峡両側の仲介人となることはないだろう、という見解を表明した。ソロモン国務次官補は6月12日、アメリカが1982年7月14日に行なった台湾に対する6項目の保証、すなわち、(1)台湾に対する兵器供与終止期日を設定しない、(2)台湾に兵器を供与する際事前に中国と協議しない、(3)台湾・北京間の調停役を担当しない、(4)台湾関係法を改正しない、(5)台湾の主権問題に対するアメリカの立場を変更しない、(6)中国と交渉するよう台湾に圧力を

加えない、は依然としてアメリカの対台湾基本政策である、と述べた。1月下旬に国防省が議会に提出した報告書によると、アメリカ政府は1990会計年度内に総額6億6000万ドル(うち4億7500万ドルがアメリカ対外兵器売却項目、1億8500万ドルが兵器輸出管制法に基づく商業輸出項目)相当の防衛性兵器およびサービスを台湾に提供する。新会計年度の兵器売却額は、前年度に比べると2000万ドルの減少である。

●その他の地域 対西欧では、連戦外交部長は7月上旬からフランス、オーストリア、ノルウェー、スウェーデン各国を訪問した。その狙いは、国交のない国家との関係のレベルアップにあったといわれる。4月の時点でイギリス、オランダ、ベルギー、フランス、西ドイツ、オーストリア、デンマーク、スウェーデン、スペイン、ギリシアおよびスイスの11カ国が台北に商務代表事務所を設置している。なおまた連戦外交部長は訪欧の途中、エジプトのカイロに立ち寄ったが、これは閣僚による30年ぶりの訪問である。しかし、7月1日開設した台北-カイロ航空路線は、11月18日の便を最後に閉鎖された。中華航空によれば、中国の圧力のもとにエジプト当局が11月7日、同航空の飛行権を11月20日付で停止することを中華航空カイロ支店に通告してきたためである。

対ラテンアメリカでは、ホンジュラスのアスコナ大統領(4月12日)、グアテマラのセレンソ大統領(8月30日)、ドミニカのチャールズ首相(9月15日)が相次いで台湾を訪問した。台湾からも俞国華行政院長が1月7日から、パハマ、ドミニカ、グアテマラの3カ国を訪問した。海外経済協力発展基金は11月7日の会議で今後国交のある国に優先貸付けを行ない、最高限度を2000万ドル、最長期限を15年と決定した。同基金には1988年10月5日から89年10月31日までの間に22カ国から30件の申請があったが、うちラテンアメリカが11件と全体の3分の1を占めている。89年12月末現在、台湾と外交関係を持つラテンアメリカの国は15カ国で、台湾を承認している国の半分以上を超える。

なお対アフリカ関係では、スワジランドのムスワティ3世国王が、10月23日に台湾を訪問した。27日に調印されたコミュニケによると、双方は貿易、農業、工業および科学技術などの分野におい

て引き続き緊密に協力する意向を表明した。

## 経 済

●内需拡大へ 1989年には輸出入増加率が鈍化したにもかかわらず、経済成長率は目標の7%をやや上回って7.2%となった。これは、堅調な内需が経済成長を下支えていたからである。政府の公共支出は対前年比15.7%増と81年以来の最高を記録した。また、民間消費支出の増加率も、87年から連続3年間11%以上を維持してきた。89年のGNPは名目価格で3兆9678億台湾元、1人当りでは19万7450台湾元とそれぞれ10.8%、9.7%の伸び率となった(なお米ドルではそれぞれ1503億ドル、19.9%増、7509億ドル、18.6%増)。

1989年の貿易総額は、対前年比7.5%増の1184億7230万ドルであった。うち輸出は、台湾元高による競争力の低下が原因で、伸び率は前年比9.3%増とやや下がり、662億490万ドルとなった。一方輸入も、88年に中央銀行が大量の金を輸入した反動で、89年の伸び率は5.3%と低く、522億6740万ドルとなった。こうして89年の貿易黒字は前年比27.5%増の139億3750万ドルとなった。対米輸出は、89年の第2四半期以降、韓国の労働争議の激化によりアメリカの需要が台湾に振り替わったため一時的に急上昇したが、第4四半期にはアメリカの景気が低下し、通年では前年比2.4%増の239億9540万ドルにとどまった。総輸出に占める対米輸出比率も88年の38.7%から36.2%に低下した。しかし、輸入は前年比7.7%減の119億9540万ドルとなったため、対米黒字は88年の104億2893万ドルから120億ドルに拡大した。対欧州向け輸出は前年比10.7%増で初めて100億ドル台を突破し、109億3890万ドルとなった。

一方、1989年に輸出市場の多角化政策の一環として、対日輸出を促進したが、豚肉などの農産品の輸出が不振だったため、通年では前年比3.4%増の90億7290万ドルとなった。過去3年間では最低の伸び率である。対日輸入額160億3120万ドルの伸び率も8.1%、と過去に比べると低下したが、対日赤字は69億5830万ドルと史上最高を記録した。

輸出の減速を反映して、1989年の製造業の生産指数は、対前年比3.4%にとどまった。精密機械、輸送機械、電子製品などの産業は好調だが、玩具、衣類、スポーツ用品、履物などは不振である。経

済建設委員会は10月、今後10年間に民生電子、情報処理システム、電信、自動化、新素材の5業種を優先的に発展させる考えを明らかにした。労働力のサービス業への移動などにより、製造業と建設業は人手不足に悩まされている。行政院勞工委員会は6月9日、14項目重大建設の労働力不足を補うため、外国人労働者を厳しい規制の下に導入することを決めた。89年の失業率は1.7%と依然低水準にあった。

●**対米経済摩擦** 台湾は1989年からアメリカの一般特惠関税制度(GSP)の適用資格を除外された。これまで台湾製品はアメリカが毎年認めてきた特惠関税限度額の約4分の1を占めてきただけに、台湾の対米輸出競争力の低下はある程度免れない。しかし、台湾の対米黒字が減少していないことから、アメリカは台湾に包括通商法スーパー301条(不正貿易国・行為の特定と制裁)の適用を求めている。

アメリカからの市場開放圧力に対応する貿易障壁軽減の一環として、財政部は、5月1日に378品目に及ぶ輸入関税の機動的引き下げ措置を発表したのにつき、8月9日から工業原材料や消費財を中心に4738品目の関税を平均23%引き下げると同時に、金塊輸入に対する課税を撤廃した。

アメリカの圧力により為替管理の自由化政策をとっている中央銀行は、4月3日に前日仲値の上下各2.25%以内で規制される当日の為替中心レート制度を廃止して、為替レートを市場の決定に任せることに決めた。しかし、米財務省が、4月27日、台湾の中央銀行が引き続き外為市場に介入し、台湾元の為替レートを人為的に抑えていると発表した。そのため4月28日の為替相場は1米ドル=25.95台湾元に急騰し、初めて25元台に突入した。だが、ブレイディ財務長官が5月6日、台湾元の切り上げは合理的水準にある、と発言してから、台湾元相場に上げ止まり感が出てきた。1989年の台湾元の切り上げ率7.6%(年初の1ドル=28.2台湾元から年末の1ドル=26.2台湾元)は、とくに中小企業に対し打撃を与えている。

台湾は5月下旬にアメリカのスーパー301条適用リストから除外されたものの、知的所有権の問題、金融・保険業の市場開放、農産品の輸入自由化などの面で依然としてアメリカからの圧力を受

けている。5月25日、アメリカは包括通商法スペシャル301条(知的所有権の侵害国・行為の特定・制裁)に基づく優先監視リストに台湾を含めたが、ヒルズ米通商代表部(USTR)代表は11月1日、台湾を単なる監視リスト対象に振り替える、と発表している。

●**金融引き締め措置** 貿易収支の大幅黒字や巨額の外貨準備高(1989年末の732億ドルは88年末の738億ドルに比べるとそれほど減少していない)を背景に、通貨供給量が急増(87年の年増加率37.8%、88年は25.2%)している。経済建設委員会は3月22日、「当面の物価問題対応措置方策」を採択し、(1)通貨供給量の年増加率を20%以下に引き下げる、(2)第一、華南、彰化の3商業銀行、中国鋼鉄などの株式上場計画を積極的に推進するなどの具体策を発表した。さらに中央銀行は4月1日、銀行預金準備率、公定歩合の引き上げなど全面的な金融引き締め措置を実施した。

その結果、1989年の通貨供給量(M<sub>1</sub>)の年増加率は6.4%と大幅に減少した。輸入関税の引き下げや台湾元が引き続き高値を維持したこともあって、物価はやや沈静下したが、それでも89年の消費者物価指数は対前年比4.4%増と82年以降の最高となった。なお卸売物価指数は同0.4%減であった。

●**株式市場過熱** 金余り現象を反映して巨額の遊資が株式と不動産市場に集中しており、中央銀行による金融引き締め措置は大して効果をあげていない。台湾の株式市場は6月19日、株価指数が1万0105.81ポイント(1966年=100)でひけ、史上初めて1万ポイントを突破した。1月7日に5000ポイントを超えてからわずか5カ月で2倍に上昇したわけである。だがその後は乱高下に入り9月26日に1万0843ポイントと史上最高を記録したものの、89年の上昇率は88%、年間取り引き総額は25兆4080億元であった。

株式市場で投機的取り引きが多く行なわれていることから、資金を国外証券へ振り向ける必要性を感じた財政部証券管理委員会(SFC)は、6月21日に海外の証券会社に対して、当初3社について台湾進出を認める、と発表した。また、これまで規制されていた台湾からの海外証券市場への直接投資も可能になった。1990年に台湾で支店の開設

が予定されているのは、アメリカのシェアソン・リーマン・ハットンおよびメリルリンチの2社である。

●地下投資公司取り締まり 立法院は、7月11日、「銀行法部分条文修正案」を採択し、金融政策の自由化を大きく促進させた。それによると、(1)民間銀行の設立認可、(2)金利規制の撤廃、(3)集金、預金、信託、為替取引など業務範囲の拡大、などが改正のポイントとなっている。その他、非合法の地下投資公司に対する取り締まりの法的根拠を明確に規定した。

株式や不動産の熱狂的な投資ブームのなかで、民間による非合法的な地下投資公司が高い金利で遊資を吸収してきた。経済成長にも乗って急速に勢力を伸ばした地下投資公司は、金融秩序を乱す大きな勢力として注目されたのである。改正銀行法が公布された後の7月13日、最大の地下投資公司である鴻源機構が出資者の出資金引き出しを3ヵ月停止する騒ぎが起きた。李煥行政院長は7月17日、地下投資公司問題を処理する特別小組の設置を指示したが、しかし地下投資公司を厳しく取り締まると、かえって経済の混乱を引き起こすことになりかねず、経済当局は対応に苦慮している。

●海外への投資急増 天安門事件や韓国の労働争議の多発で、台湾投資に切り替える外国資本が急速に増えたこと、また台湾の内需拡大に伴う消費関連外国資本の流入などの要因により、台湾への華僑・外国人投資認可額は24億1829万9000 $\text{ドル}$ に達し、前年比104.5%増と史上最高を記録した。うち、日本は6億6755万 $\text{ドル}$ で第1位を占め、初めて6億 $\text{ドル}$ 台を超えた。第2位は欧州の5億3142万 $\text{ドル}$ である。業種別に見れば、化学品製造業がトップ(5億1999万 $\text{ドル}$ )で、製造業の投資が依然大半を占めているが、しかし注目されるのは貿易や金融業への投資が大幅に伸び、合わせて5億3419万 $\text{ドル}$ と前年比2倍に増えたことである。台湾への外国の直接投資は、台湾内の所得の向上に伴い金融・サービス業への進出が、今後において一層増える見通しである。

一方、人手不足の深刻化、賃金の上昇、労使関係の悪化、反公害運動の台頭など投資環境の悪化に不安を感じている多くの台湾企業は、生産拠点を

を海外に移転させている。1989年の台湾の対外直接投資(認可ベース)は総額で9億3100万 $\text{ドル}$ と前年の4.3倍、また件数でも4割増の153件に達した。投資先ではアメリカが最大で5億873万 $\text{ドル}$ 、マレーシアの1億5864万 $\text{ドル}$ が第2位である。だが、87年7月以降、年間500万 $\text{ドル}$ までの海外送金が自由化されたため台湾政府の認可を経ずに海外投資を行なうケースが増えている。89年の対ASEAN投資金額は約20億 $\text{ドル}$ と推計されている。

台湾当局は、台湾企業が中国大陸で直接投資と技術協力を行なうことを依然禁止しているが、具体的な罰則がないことから、中国の資源や安い労働力の利点を求める台湾企業の対中進出は決して少なくない。經濟部投資業務処が12月1日、台北で開いた経済シンポジウムで行なった報告によると、中国大陸に投資している台湾企業は12月現在、430社に達し、投資金額は6億 $\text{ドル}$ に上がった。430社のうち、約200社がすでに工場を開設、生産を行っており、うち4分の3は福建省に集中しているという。

台湾企業の中国大陸への進出に伴い、中台間の貿易も増加している。香港政庁によると1989年の中台間貿易金額は、前年比28%増の34億8338万8000 $\text{ドル}$ であり、うち、対中輸出が28億9648万7000 $\text{ドル}$ 、対中輸入が5億8690万1000 $\text{ドル}$ 、したがって台湾の対中黒字は23億958万6000 $\text{ドル}$ となっている。

●1990年の経済目標 行政院は12月14日、「第10期(1990~93年)台湾経済建設中期計画」と「1990年台湾経済建設計画」を採択した。93年の1人当りGNPを1万1000 $\text{ドル}$ に引き上げる方針を決めた中期計画は、今後4年間の経済成長率を年平均7%としている。

1990年の主要な経済計画目標は次のとおりである。(1)経済成長率:7%、(2)1人当りGNP:8366 $\text{ドル}$ 、(3)消費者物価上昇率:3.5%を上限とする、(4)産業別の成長率:農業1.5%、工業6.0%、サービス業9.8%、(5)商品・労務輸出の実質成長率4.4%、同輸入の実質成長率7.9%、これにより、貿易黒字は110億 $\text{ドル}$ となり、そのGNPに占める比率は6.5%となる、(6)就業増加率:2.1%。行政院はこれらの目標を達成するため、90年も、公共支出の拡大を軸にした経済運営を行なうであろう。



## 1月

- 1日 ▶国際商品統一分類(HS)制度実施。  
▶米国、台湾製品に対する一般特惠制度(GSP)の適用資格を除外。  
▶台湾証券交易所の統計によると、1988年の同所証券取引総額は7兆9000億元(約2800億ドル)に達し、東京とニューヨークに次いで世界第3位。  
3日 ▶全米精米業者協会(RMA)、台湾産余剰米のダンピング輸出防止と台湾のコメ市場開放を求めて、米政府に通商法301条に基づく提訴を行なう方針である、と声明。  
4日 ▶経済建設委員会、経済部と外交部の共同提案になる「カリブ海および中南米地区に輸出加工区を建設する法案」に原則的に同意。当初はコスタリカやパナマでそれぞれ30haの輸出加工区の建設に着手。  
5日 ▶財政部、証券取引税を0.3%から0.15%へ引下げ。  
▶米台経済協議、ワシントンで合意——(1)台湾側は米国産七面鳥およびあひろの肉について、1990年9月から全面的に輸入自由化、(2)米側は87年の割当を超過した台湾の工作機械の対米輸出分(731台)について、今後3年間に控除する、など。  
7日 ▶兪国華行政院長、バハマ、ドミニカ、グアテマラの中米3カ国を訪問するため、台北を出発。  
▶張樹樹亜東関係協会理事長、裕仁天皇の逝去に弔電。  
9日 ▶外交部、1月10日から中米のバハマと外交関係を樹立する、と発表。  
▶李登輝総統、台湾訪問中の米国のロックフェラー上院議員、ライトフッド下院議員らと会見。  
▶財政部、台湾は1988年に354.692億ドル、総額51億3200万ドルの金を輸入、世界第1位を占める、と発表。  
10日 ▶兪国華行政院長、バハマのビンドリリング首相とナッソーで外交関係樹立の共同コミュニケに調印。  
▶中央銀行によれば、1988年末現在の台湾の外貨準備高は738億ドルで、前年末に比べ12億ドル余り減少。  
▶台湾元が急騰、前日比0.16元値上がりして、1ドル=27.87元となった。  
12日 ▶中央銀行、120億元の国庫券(91日期と182日期2種各60億元)を発行。  
14日 ▶マレーシア駐在の殷惟良台湾代表、立法院外交委員会で、台湾はマレーシアと国交がないため、南沙群島海域での台湾漁船をめぐる紛争の解決に著しく難渋している、と強調。  
16日 ▶台湾の工商協進会とタイ国工業総会、経済産業

協力合意書に調印。

17日 ▶外交部、中国外交部が1988年12月19日に、またパリ滞在中の中国の銭其琛外交部長が89年1月15日にそれぞれ「二つの中国」につながる台湾の弾力外交政策を非難したことについて、台湾政府は今後も引き続き「一つの中国」の基本政策を堅持するとの声明を発表。

▶新華社によると、台湾の蓬莱米を積んだインドネシア船がアモイに入港、40年ぶりに台湾米を輸入した。

▶経済部、中国大陸産品40品目の間接輸入を許可。これで同部が許可した中国の間接輸入品目は90に達する。

▶民進党支持者約1000人、台湾当局が終身立法委員に1人当たり400万円の退職金を支給することに反対するため、立法院周辺でデモを行なう。

20日 ▶立法院、政党結社の自由を初めて認める「動員戡乱(反乱鎮定)時期人民団体化法」を可決。

21日 ▶台北地方裁判所検査処、榮星花園建設計画(香港の僑福建設が台北に4階建ての商店や駐車場を建設するプロジェクト)の取崩事件に関与した周伯倫(民進党籍)、陳俊源(国民党籍)ら台北市議員6人を拘禁。

24日 ▶経済部の江丙坤国際貿易局長、経済協力開発機構(OECD)がパリで開催した「アジアNIEsとの非公式検討会」で、台湾が関税貿易一般協定(GATT)に加入できるよう協力してほしい、と要請。

▶中国石油公司、サウジアラビアが1989年2月から台湾に対する石油供給量を削減前の日量10万バレルに回復することを明らかにした。

▶陳履安経済部長、5年以内に台湾の産業汚染問題を徹底的に解決する、と述べる。

25日 ▶国民党、「人民団体化法」の規定に従い、内政部に政党登記の申請書類を提出。

26日 ▶立法院、「動員戡乱時期公職人員選挙 罷免法修正案」と「第1回古参中央民意代表退職条例」を可決。

▶米国防総省が議会に提出した報告によると、米国は1990会計年度内に総額6億6000万ドル(うち4億7500万ドルは米国外兵器販売項目、1億8500万ドルは商業ベース輸出項目)相当の防衛性兵器とサービスを台湾に提供。

▶経済建設委員会諮問委員会、環境保護問題と労資爭議から生じる社会秩序の混乱に重大な関心を表明。

28日 ▶内政部著作権委員会の王全禄執行秘書、ワシントンでの米台著作権交渉は、著作権の保護期間を著作者の死後50年間とし、1965年に遡って適用することで合意した、と述べる。

30日 ▶財政部、スペインのサンタンデル銀行が提出した台北代表事務所設立申請を認可。

## 2 月

1日 ▶経済部、季節別電気料金制を実施。夏季料金(毎年6月10日~10月9日)はその他の期間より高い。

3日 ▶海外経済協力発展基金管理委員会、同基金から500万 $\text{ドル}$ を拠出して「アジア開発共同基金」(ADEF)の株式50万株を購入することを決議。

▶国家科学委員会とオーストリア国家科学基金、台北で「台湾・オーストリア科学協力覚書」に調印。

5日 ▶台湾、パラグアイの新政府を承認。

9日 ▶外交部、1989年1月パリで開かれた化学兵器禁止に関する国際会議について、台湾は化学兵器禁止協定を順守する、と従来の立場を表明。

▶米国務省、「1988年の経済政策および貿易慣行に関する国家報告」のなかで、台湾元を主要工業国の通貨同様、世界市場で売買するよう提言。

11日 ▶中央銀行の俞政副総裁、米国が提言した台湾元の国際化について(10日)、台湾経済の実力がまだ小さいため時期尚早である、と反論。

▶台湾空軍総司令部、午前9時20分に台東の志航空軍基地を離陸したF5E型ジェット戦闘機(操縦士は林賢順中佐)が10分後に行方不明と発表。中国の新華社、同機が11日朝燃料切れのため、広東省豊順県に墜落、林中佐はパラシュートで脱出、救助されたと報道。

▶米商務省の統計によると、1988年に米国が台湾に輸出した金は543万6754 $\text{ドル}$ で、24億5400万 $\text{ドル}$ に相当。

13日 ▶台湾空軍総司令部、林賢順中佐が空軍機で中国へ飛行したことの連帯責任として、台東志航空軍基地737聯隊長の寧建中少将の配置換えを決定。

14日 ▶内政部、台湾最初の政党証書を国民党に交付。

16日 ▶『人民日報』、2月11日に広東省豊順県に墜落した台湾空軍機事件について、事故ではなく事実上の亡命であることを明らかにした。

▶米国のクラーク東アジア・太平洋担当国務次官補、米国は台湾関係法に従って台湾への武器輸出を続ける、ブッシュ大統領の訪中による影響は受けけない、と述べる。

17日 ▶張継正中央銀行総裁、(1)外貨準備高は最近760億 $\text{ドル}$ に増加、(2)1988年末の公的対外債務残高は20億 $\text{ドル}$ 以下に減少、と述べる。

▶台湾漁船志明号、台湾北東の尖閣諸島近海で韓国漁船山江号と衝突。山江号が沈没したため、台湾船は山江号の僚船3隻によって釜山港に入港(20日)させられた。双方の話し合いで志明号は基隆に帰港(28日)。

19日 ▶シンガポールのリー・クワンユー首相一行8人、訪台。オン・テンチョン第2副首相が随行。台湾訪問は23日までの5日間。

▶国民党、同党への支持基盤を拡大するため、台湾各地で大規模な民衆との対話キャンペーンを展開。

20日 ▶郭南宏交通部長、台湾とエジプトとの相互着陸権について、双方は暫定的に同意した、と述べる。

▶台湾核エネルギー学会の陳蘭泉理事長と日本原子力産業会議の森久専務理事、台北で核エネルギー施設の安全協力などに関する覚書に調印。

21日 ▶行政院大陸工作会報、訪台を認められた中国大陸人民が台湾での滞在期限を過ぎても、大陸へ帰るのを拒否した場合は、一律強制送還するなどの措置を決定。

22日 ▶国家安全会議、中央民意機構増補代表の定員増について、(1)国民大会代表は375人(1992年に230人、任期6年後の98年に145人増やして375人を選出)、(2)立法委員は150人(89年に130人、任期3年後の92年に20人増やして150人を選出)、(3)監察委員は54人(92年に選出)に増やすことを決定。

▶中華航空、1989年6月1日より逐次国内線運航から撤退し、国際線業務を専門に推進することを決定。

23日 ▶新竹地裁の林敏沢判事ら4氏、同地裁が司法院前第4庁長吳天惠被告(ある事件の容疑者から請託を受けて裁判官に有利な判決を下すよう働きかけた容疑)に無罪の判決を下したことを不満として、集団辞職を表明。

24日 ▶立法院、第83会期の第1回会議で、院長に劉潤才、副院長に梁肅戎の両氏を選出。

▶李登輝総裁、国民党中央社会工作会の趙守博主任を行政院勞工委員会主任委員に任命。

▶国防相のスポークスマン韋家慶少将、1988年に台湾・澎湖海域20 $\text{海里}$ 内に不法に侵入した中国漁船は5200余隻に達した、と述べる。

▶亜東関係協会の張宝樹理事長、馬紀壯駐日代表一行、東京で行なわれた昭和天皇の大喪の礼に参列。

25日 ▶外交部の陳毓駒スポークスマン、ブッシュ米大統領の訪中について、同大統領が台湾海峡両側の仲介人となることはないだろう、と述べる。

28日 ▶農委委員会の余玉賢主任委員、小麦粉製品の価格上昇に関連して、1988年7月の大口物資輸入開放措置から除外された小麦の輸入自由化問題について検討中、と述べる。

▶俞国華行政院長、政府は1995年末までに全国民の健康保険制度を導入する、と発表。

▶フィリピン投資審査委員会、台湾の投資者およびフィリピンでの台湾投資は、フィリピン憲法と226号行政命令(1987年包括投資法)で規定されている基本的権利と保障を享受できるとの同委員会の決議を公布。

▶政府の調査報告によると、1987年11月の大陸訪問解禁以来25万人の台湾住民が渡航、合計10億 $\text{ドル}$ を消費した。

## 3月

1日 ▶台湾省輸出入公会によると、台湾の民間が1989年10月アルメニア地震救済用に4万200万ドルを贈与したことについて、ソ連駐タイ大使は感謝の意を表した。

▶中央選挙委員会、年末の増補立法委員選挙に伴い、台湾省の選挙区を従来の6から21に、また台北と高雄両院轄市を北と南の両選挙区に変更したことを可決。

▶中央銀行、「空地抵当貸付」および「投資公司貸付」に対し、厳しい信用緊縮措置を実施。

2日 ▶台湾省勞工処、1988年に台湾で発生した労使争議件数は991件(争議参加人数は1万4082人)で、86年の1107件、87年の1037件に比べると減少した、と発表。

▶ベイク米國務省スポークスマン、米國は台湾独立運動を支持しないと同時に、台湾問題に対する台湾政策に変更はない、と表明。

▶李登輝総統、1552億元を早急に調達して、1989年6月までに公共施設保留地を買収するように財政部に指示。

3日 ▶米國在台湾協会、米財務省は1945~46年に米政府が租借法案に基づいて中華民国政府に供与した借款の償還を請求する、と発表。金額は元利合計1億8700万ドル。

▶台湾籍貨物船「光大2号」、香港から高雄に帰航する途中、外国タバコの密輸の疑いで中国税関の監視船に抑留される。11日夜釈放され、高雄に帰港。

4日 ▶国民党臨時中央常務委員会、李登輝主席の提出した中央政策会を中央委員会直属に改め、初代の主任委員に立法院党部の林揀書記長を任命する等の議案を可決。

6日 ▶李登輝総統一行36人、4日間にわたるシンガポール訪問に出発。連戦外交部長、鄭為元国防部長、陳履安経済部長、呉伯雄台北市長、邵玉銘新聞局長らが随員。

▶行政院勞工委員会の統計によると、台湾内部ですでに2970団体の労働組合が結成され、組合加入者213万190人は労働者総数の38%を占める。

▶行政院主計処、台湾における1988年のGNPは1197億ドルに達し、世界第22位にランクされた、と発表。

▶国防部、中山科学研究院の技術を民間に移転するため、工業局に技術移転サービスセンターを開設と発表。

7日 ▶シンガポールを訪問中の鄭為元国防部長、シンガポールの一部の軍隊が台湾で訓練を行なっている「星光計画」は引き続き実施される、と述べる。

9日 ▶シンガポール訪問を終え帰台した李登輝総統、空港で記者会見し、シンガポールのリー・クアンユー首相が「台湾から来た李登輝総統」との表現を用いたことについて、「不満だが、受け入れられる」と述べる。

▶行政院、「国家体育建設中期計画」(投資額185億元、うち中央政府の負担金額97億元)を承認。

10日 ▶長栄グループの張栄発理事長、交通部に申請した新航空会社「長栄航空」(資本金100億元)の設立が認可され、1992年に運航を目指す、と発表。

▶フランス在台協会、台北で成立。

▶行政院主計処、台湾初の国富調査を実施。

13日 ▶国防部、2月11日の「林順賢中佐中国逃亡事件」で、陳榮齡空軍總司令官に過失処分、寧建中第737連隊長に免職処分、と発表。

14日 ▶郭婉容財政部長、証券市場国際化について、(1)海外投資家のファンド購入による間接投資、(2)外国投資機構が台湾証券市場に直接投資、(3)華僑、外国人が本国の証券会社に投資し、台湾の証券業務に参与する、との3段階に分けて実施する、と述べる。

15日 ▶財政部関税税率委員会、東ドイツ、ハンガリーおよびユーゴスラビアの3カ國の輸入品に対し、最惠國税率(第2欄税率)の適用を決議。

▶国民党中央常務委員会、鍾榮吉氏を同党中央社会工作会主任に任命する人事案を可決。

17日 ▶警政署、アイルランド籍のマジル神父に労働運動に参加したとの理由で、強制退去処分。

▶訪台中の米國ハイテク製品・技術輸出規制訪問団のニコラス団長、米國は共産國向けハイテク製品等の輸出を防ぐため、台湾にコム並みの輸出規制を要望と表明。

19日 ▶「フィリピン・台湾便益関係法」草案の主要推進者であるフィリピンのルマイ下院外交委アジア太平洋小委員会委員長一行、訪台。

20日 ▶第16回日華大陸問題研究会議、東京で開催。

21日 ▶王建煊経済部次長、行政院は対外貿易發展協会の在ハンガリー通商事務所開設を認可した、と述べる。

23日 ▶行政院、信用緊縮、貿易黒字の削減、物資需給の調節、公共投資の拡大など4原則に基づく経済建設委員会が採択した「当面の物価問題対応措置方案」を承認。

24日 ▶俞國華行政院長、国防部の5カ年兵員削減計画では、兵員数を1986年度の54万人から1990年度には51万4635人に減少、また総予算のうち国防支出の占める比率を1990年度には30.4%に引き下げる、と述べる。

▶農業委員会、台湾全域で93の灌漑用水道が深刻に汚染されている、と発表。

25日 ▶立法院会議、出席委員数(126人)が立法委員総数(884人)の7分の1以上に達しないため、立法院成立以来初めて流会となる。

29日 ▶台湾初の「社会主義階級政党」を名乗る労働党、正式に成立。

30日 ▶ベトナムの小型貨物船(500ト、ニャチャン1号)、社会主義國ベトナムの船として初めて高雄港に入港。

31日 ▶ナウル共和国のデ・ロバート大統領、訪台。

## 4月

1日 ▶中央銀行、銀行預金準備率(引上げ幅2~4%)、信託投資会社の資金準備率(同2%)、公定歩合(同1%)、銀行預金最高金利(同0.25~3%)の引上げなど金融引き締め措置を実施。

▶第一陣の古参中央民意代表張群、裴存藩、劉延濤ら6人の退職、正式に発効。

▶警政署、「外国人不法就労者および在留期限超過者調査処分実施計画」を実施。

3日 ▶中央銀行、前日仲値の上下各2.25%以内で決定される当日の外為中心レート制度を廃止。廃止前の2日の最後の対米ドル中心レートは1<sup>元</sup>=27.28元。

4日 ▶鄭為元国防部長、1975年6月10日よりシンガポール軍の訓練を引き受ける「星光計画」を実施してから14年間に合計13万人のシンガポール軍に訓練基地(歩兵は恒春、砲兵は斗六、装甲兵は湖口)を提供したと答弁。

6日 ▶行政院、1989年5月4日から北京で開かれるアジア開発銀行の第22回年次総会に郭婉容財政部長を団長とする代表団を派遣する、と発表。

7日 ▶中華台北オリンピック委員会の張登緒委員長、台湾の選手団の呼称について、北京当局と合意に達し、「中華・台北」(Chinese Taipei)の使用決定を発表。

▶『自由時代』誌の発行人鄭南榕氏、同誌に許世楷氏の「台湾共和国憲法草案」を転載した理由で反乱罪の容疑をかけられ、検察への出頭を拒否して焼身自殺。

▶行政院主計処、3月の台北地区の消費者物価指数は対前年同月比で4.94%増、1982年1月以来の最高を記録した、と発表。

8日 ▶連戦外交部長、「一つの中国、二つの対等の政府」という構想を表明。

10日 ▶バチカンのマカルキス枢機卿、訪台。

11日 ▶陳履安経済部長、台湾はフロン使用削減を検討しているが、モントリオール議定書に調印して、オゾン層の保護に協力する用意がある、と述べる。

12日 ▶ホンジュラス共和国のホセ・アスコナ・オヨ大統領、台湾を公式訪問。ロペス外相、バンティング経済相、リカルド三軍総司令官らが随行。4月16日まで滞在。

▶行政院勞工委員会の趙守博主任委員、台湾にいる不法外国人労働者は約1万5000人、と推定。

▶林洋港司法院長、西独、ベルギー、スイス、フランスなど西欧7カ国を訪問するため、台北を出発。

13日 ▶伍廷槐空軍副総司令、台湾の国産戦闘機IDFを8年以内に250機生産する計画である、と述べる。

▶経済建設委員会の蕭万長副主任委員、重要公共建設事業の対米優先買付措置(1984年実施)について、今後行

政院米台貿易特別小組の裁可を得る必要がなく、自主決定してよい、と述べる。

14日 ▶故蔣経国總統の長男蔣孝文氏が病死、55歳。

▶蕭天讚法務部長、中国が「一つの中国、二つの政府」という台湾側の構想に賢明な反応を示すならば、台湾は「動員戡乱時期臨時條款」(1948年5月20日公布施行)の廃止を検討する、と表明。

▶行政院勞工委員会の趙守博主任委員、労働力不足は製造業で65.85%、建設業で79.96%、台湾全体では20万9000人に達している、と発表。

16日 ▶李登輝總統と訪台中のホンジュラスのアスコナ大統領、経済協力の強化などを内容とする共同コミュニケに署名。

17日 ▶行政院大陸工作会報、(1)現役軍人・警察官や大学・専門学校の校長らを除く公立学校教職員の大陸里帰り、(2)マスメディアの大陸取材や映画撮影、などを許可する新措置を発表。

▶中華台北青年体操選手団、4月21日から北京で開かれるアジア・ジュニア体操選手権大会に参加するため、北京に到着。台湾選手団の中国派遣はこれが初めて。

▶シンガポールの呉作棟第一副首相兼国防相、訪台。

21日 ▶中国の上海に逃亡した台湾の殺人犯である楊明宗容疑者、シンガポール警察の手を経て、中国捜査当局から台湾当局に引き渡された。中台双方の警察が犯人引き渡して協力したのはこれが初めて。

22日 ▶台北地裁、1988年の「3・29大湖山莊事件」で起訴された朱高正立法委員に有期懲役1年6ヵ月、執行猶予4年の有罪判決を宣告。

23日 ▶中国新聞社によると、中国広州の『アジア経済時報』紙と台湾の『自立晩報』、『自立早報』紙が業務協力関係を結んだ。中台間の新聞提携合意は初めて。

26日 ▶国民党中央常務委員会、中国で広がっている学生の民主化運動を積極的に支持することを表明。

27日 ▶台湾銀行公会、貸出金利の上限を2%引上げることを実施。新金利は中長期13%、短期12%。一方、貸出金利の下限は据え置き。

▶米財務省、「国際経済および外為政策」と題する報告の中で、台湾の中央銀行が台湾元の値上げを制約するため、引き続き為替市場に介入を行なっている、と指摘。

▶行政院、全品目の61%に相当する4739品目の関税引き下げを通過。平均引き下げ幅は23%、実質関税率は5.7%から4.7%に引き下げられる。

28日 ▶米通商代表部、発表した1989年外国貿易障壁報告の中で、包括通商法スーパー301条の対象候補国として、台湾を含む34カ国、地域を取り上げる。

▶1<sup>元</sup>=25.96台湾元と史上初めて25元台に突入。

## 5月

1日 ▶財政部, 日用品, 建材, 農工原料など378品目の関税率の1年間引き下げを実施。

▶郭婉容財政部長一行12人, アジア開発銀行(ADB)の第22回年次総会に出席するため, 北京に到着。

4日 ▶北京でのADB総会の開幕式典に出席した郭婉容財政部長を団長とする台湾代表团, 楊尚昆中国国家主席が入場したとき, および中国の国歌が演奏されたとき, はかの参加国の代表团とともに起立。

5日 ▶郭婉容財政部長, ADB総会で演説を行ない, 「中華民国はADBの創設会員国であり, その名称が勝手に変更されたこと(中国台北)に対し, 重ねて厳正な抗議を表明する」と述べる。

▶行政院大陸工作会報, 中国大陸住民の台湾内の遺産相続権を認める規定を決定。それによると, 大陸側の相続分は2分の1, 最高200万円となっている。

▶340人の媽祖信徒, 神事のため, 空路と海路に分けて中国福建省の湄州島訪問のため出発を敢行。

6日 ▶米ブレイディ財務長官, 米上院銀行委員会の公聴会で, 台湾元の切り上げは合理的水準にある, と発言。

▶行政院主計処, 4月の消費者物価指数は前年同月比5.72%増, 1982年1月以来の最高を記録した, と発表。

8日 ▶海軍総司令部と中国造船公司, PFG-2型ミサイル・フリゲート艦の建造契約に調印。

9日 ▶行政院大陸工作会報, 中国大陸地区で発行された書類は, 行政院が指定ないし設立した機構もしくは委託した人民団体の証明があれば, その効力を認める, などの規定を決定。

▶立法院, 「華僑帰国投資条例」および「外国人投資条例」の修正案を可決。それによると, 華僑・外国人の高度公害排出業種などへの投資は禁止されている。

10日 ▶経済建設委員会, 1996年の開通をめざす「中南部区域第2高速道路建設計画」(本線436km, 支線531km)を可決。

▶米国防政府, 国防総省が台湾に対して, 売却価格4400万ドル相当の艦載防空ミサイル(SM1標準型)88基を供与することに同意した, と発表。

12日 ▶内政部, 政党証書を民主進歩党に交付。

▶中華開発信託, フィリピン開発銀行と協力覚書交換。

14日 ▶ソ連太平洋経済協力委員会のアクラマコフ事務総長とソ連アカデミー世界経済国際関係研究所のイワノフ地域経済部長, オブザーバーとして台北で開かれる太平洋経済委員会(PECC)第22回国際年次総会に出席するため, 台湾を訪問。ソ連政府関係者の訪台は初めて。

15日 ▶クローズド・エンド型の「中華民国台湾ファン

ド」(発行株数410万2000余株, 上場価格1株14.55ドル), ニューヨーク証券取引所で上場。

▶施啓揚行政院副院長, 特使としてパラグアイのロドリゲス大統領の就任式に列席。

16日 ▶台湾農民聯盟約600人, 農民の權益を守るため, 農業委員会や立法院の前でデモ。

▶対外貿易発展協会, ソ連に市場調査団を派遣。1988年10月の民間のソ連貿易視察団に次いでこれが2度目。

▶太平洋経済委員会第22回国際年次総会, 台北で開催。

18日 ▶行政院, 「自動車工業発展方針」の6カ年計画の修正を決定。小型乗用車と小型トラックの輸入関税率を1991年には30%まで引き下げるのが修正の重点。

19日 ▶台湾独立活動家鄭南榕氏の葬儀デモが台北で行なわれ, 密入国した反体制派の陳婉真女史が姿を現わす一方, 高雄県農権会の幹部詹益樺氏が焼身自殺。

▶台湾とタイの第1回経済協力会議, 台北で開催。

21日 ▶李登輝総統, 俞国華行政院長の辞表を正式に受理するとともに, 後任に李煥国民党秘書長を指名。

▶邵玉銘新聞局長, 中国の民主化運動について, 台湾政府と国民は中国大陸同胞の自由と民主化を求める行動を支援する, との声明文を発表。

23日 ▶南アフリカ共和国のボタ外相, 訪台。

▶行政院大陸工作会報, 中国共産党員の台湾への入国は条件付きで認めることを決定。

24日 ▶国民党の沈昌煥中央常務委員, 中国の民主化運動について, 台湾の大陸関係部門が冷淡な態度をとっているのは理解できない, と批判。

▶立法院, 1990年度(89年7月~90年6月)中央政府総予算案を可決。歳出, 歳入ともに6804億3900万元, 国防費の比率は89年度の34%から30.2%に引下げられた。

25日 ▶行政院, 公共施設保留地の買上資金調達および資本市場拡大のため, 省営第一, 華南, 彰化商業銀行3行の公有株を51%保留して残りを売却することを承認。

▶経済建設委員会, 米国が台湾を包括通商法スーパー301条適用対象国リストに入れなかったことを「賢明な決定」と評価。しかし, 台湾は監視リストの最優先関心国にリストアップされている。

▶李登輝総統, 謝森中・交通銀行理事長を中央銀行総裁に任命。

28日 ▶「経国号」と命名された台湾初の国防防衛戦闘機(IDF), 台湾中部の空軍基地でテスト飛行に成功。

30日 ▶立法院, 李登輝総統が李煥国民党秘書長を第12代行政院長に指名する提案に対し, 投票数250のうち賛成217票, 反対24票, 無効票9票で同意。得票率86.8%。

▶31日 ▶米国防総省, 台湾に対する1億8000万ドルの航空機部品などの売却を承認した旨下院に通告。

## 6 月

1日 ▶李煥內閣発足。閣僚平均年齢60.46歳。  
 ▶宋楚瑜国民党副秘書長、秘書長代理に就任。  
 ▶国家安全会議の蔣緯国秘書長、特使としてエルサルバドルのクリスチアニ大統領の就任式典に参列。  
 ▶李登輝総統、辞任した俞国华行政院長を総統府資政に招聘。  
 ▶英国貿易促進会、台湾住民の英国への入国ビザ手続きを台北で受理開始。  
 3日 ▶国民党第13期中央委員会第2回全体会議および中央評議委員会第2回会議(2中全会)、台北で開催。  
 4日 ▶李登輝総統、中国の北京・天安門広場での民主化要求運動に対する武力鎮圧について、「ただちに虐殺を停止するように中共に要求する」との声明文を発表。  
 5日 ▶宋楚瑜国民党秘書長代理、秘書長に昇格。  
 ▶国民党2中全会、中央常務委員31人の留任を決定。  
 7日 ▶教育部、明德基金が申請した中国の民主化運動家方励之夫妻の台湾訪問を認可。  
 ▶行政院大陸工作会報、中国の旅券を放棄した大陸出身者の留学生や学者に台湾旅券の発給を考慮する、などの内容を盛り込んだ「大陸民主化運動支援措置」を決定。  
 ▶北米事務協会の丁懋時駐米代表、万一台湾海峡に戦争が発生すれば、米国は台湾関係法で処理しよう、と立法院で台米関係について報告。  
 8日 ▶行政院大陸工作会報、中国との民間間接電話対話、郵便通信を開放する、と決定。  
 9日 ▶経済建設委員会、「14項目建設工事 人力需求対応措置方案」を採択、その中で条件付きで外国人労働者の導入をケース・バイ・ケースで認める。  
 ▶台北地裁、1987年の「1・12事件」の被告謝長廷に1年6カ月、江蓋世と呉東沂にそれぞれ1年、許承宗に9カ月の有期懲役を判決。  
 10日 ▶交通部、午前9時から中国との第3國中継による国際ダイヤル通話を開放。  
 ▶中央銀行、1人当りの海外からの年間送金額上限を従来の5万<sup>ドル</sup>から20万<sup>ドル</sup>に引き上げる、と発表。  
 ▶亜東関係協会の馬紀壯駐日代表、台湾と日本の関係は安定して発展している、と立法院で報告。  
 12日 ▶ソロモン米国務次官補、米国が1982年7月14日に行った台湾に対する6項目(台湾への兵器供与の最終期日を設定しないことなど)の保証は、依然として米国の対台湾基本政策である、と述べる。  
 13日 ▶李煥行政院長、立法院で初の施政報告を行ない、主導的かつ積極的に大陸工作を展開する、と強調。  
 16日 ▶中央銀行、(1)住宅融資の最高限度を500万元に

引き上げる、(2)中小企業およびハイテク産業に対し200億円の低利融資を提供する、(3)100万元以上の大型預金の金利協議制を廃止する、など3項目の金融措置を発表。

▶台湾県市長訪米友好代表団一行6人、台北を出发。

19日 ▶行政院香港・マカオ小組の施啓揚座長、香港住民の台湾移住の手続を簡略化するとともに、第3国移住の場合にも協力する、と述べる。

▶台湾の19日の株価指数、1万105.81<sup>ドル</sup>(1966年=100)と史上初めての1万<sup>ドル</sup>を突破。ただし、6月17日には瞬時的に1万13.42<sup>ドル</sup>を記録。

▶エルサルバドルのメリノ副大統領一行8人、訪台。

20日 ▶李煥行政院長、「政府は軍事反攻をとらず、政治反攻によって中共政権を打倒する」と強調。

▶台湾初の自動車電話が使用開始。

▶台北での米台知的所有権会議、台湾側が知的所有権白書をまとめ、知的所有権の保護範囲、法律に基づく執行措置などを作成することで合意。

21日 ▶財政部証券管理委員会(SEC)、台湾における外国証券会社の支店設置を認めると同時に、当面はその数を3社に限定する、と発表。

23日 ▶行政院大陸工作会報、台湾地区の人民や機構が大陸地区と間接の商品、サービス貿易を行なうことは従来通り認可するが、大陸地区で投資および技術協力を行うことは禁止する、との規定を決定。

26日 ▶「中国(台湾)」の名称でフィジーの首都スバで開かれた「南太平洋海域流し網漁業会議」に出席した台湾代表、流し網漁業禁止要請を拒否。

▶日本と台湾を基軸にアジアの将来を考える「アジア・オープン・フォーラム」第1回台北会議開幕。

▶台北地検、密入国した反体制派の陳婉真女史を国家安全法違反容疑で起訴(→5/19)。

27日 ▶永興航空のセスナ機、高雄国際空港で墜落、乗客乗員12人死亡。

▶經濟部と行政院勞工委員会共催の1989年全国労資関係会議、11年ぶりに台北で開催。

28日 ▶財政部、第2高速道路第2期建設公債190億元(年利10.75%)を発行。

▶外交部、世界各地の駐在機関に正式の通達を發し、台湾旅券への切り替えを望む中国大陸の留学生に対する旅券発給事務を開始するよう指示。

29日 ▶李登輝総統、韓国国会外務統一委員会の金顯煜委員長を団長とする国会議員訪台団一行6人と会見。

30日 ▶米台漁業代表、ワシントンで行なわれた第3回台米漁業会議で、北太平洋での流し網漁業に関する双方の合意事項に仮調印。台湾側は互惠の原則の下に操業規定違反の台湾漁船に対する米国側の臨検に同意。

## 7月

1日 ▶交通部電信総局、付加価値通信網(VAN)の6項目の業務を実施。

▶公務員給与12%引上げ。

▶基本賃金8820元に引き上げ(現行基本賃金8130元は1988年7月1日から実施)。

▶台湾地区農民健康保険、全面的に実施。

▶中華航空、台北—カイロ定期便の第1号機として桃園国際空港を飛び立つ。

3日 ▶北京市国家安全局、民主化運動指導者と接触した台湾紙『自立晚報』北京特派員の黄徳北記者を拘置。

5日 ▶経済建設委員会、「台湾地区 総合エネルギー計画(1989-2000年)」を承認。計画所要資金は9934億元で、うち30%がエネルギー環境保護設備に投下される。

▶經濟部工業局の高幸陽主任秘書、台湾の自動車市場において、今年6月に外国輸入車の販売台数シェアが50%を超え、初めて国産車を上回った、と述べる。

6日 ▶台北地裁、栄星花園建設計画収賄事件の被告周伯倫に9年、陳俊源に8年、周陳阿春に3年6カ月の有期懲役を判決。ほか14人の被告は無罪。

7日 ▶行政院大陸工作会報、台湾訪問を認められた海外にいる中国留学生や学者らの台湾での滞在期間は原則として15日間とすることを決定。

9日 ▶台湾省1988年家庭収支調査によると、1戸当りの平均所得は前年比12.28%増の44万8315元、1人当りの平均所得は前年比14.98%増の10万3200元。

11日 ▶立法院、「銀行法部分条文修正案」(7月19日施行)を通過。修正案の主なポイントは、(1)民間の銀行業務への参入を許可、(2)預貸金利の自由化、(3)地下投資会社の取り締り、など。

▶北京市国家安全局、学生運動指導者の王丹氏と接触した容疑で、7月3日に拘置された台湾紙『自立晚報』の黄徳北記者を国外追放。また、同紙の徐璐記者にも48時間以内の国外退去を命じた。

13日 ▶非合法投資会社の鴻源機構、出資者の出資金払戻しを3ヵ月停止する、と発表。

▶行政院、「第2高速道路後続建設計画」を承認。4455億元投下して1996年末までに工事完了、全長430.7km。

14日 ▶財政部、「商業銀行の設立基準」草案を公表。新規に設立する銀行の最低資本金は100億元と規定。

▶米台著作権保護協定、ワシントンで仮調印。

▶行政院大陸工作会報、禁止令に違反して中国と直接貿易、投資、技術協力を行なった場合、3年以下の有期懲役または300万元以下の罰金に処する、と決定。

15日 ▶内政部、台湾地区の人口は初めて2000万人台を

突破した、と発表。

17日 ▶李煥行政院長、地下投資公司問題を処理する特別小組の設置を指示。

20日 ▶外交部、1985年10月に中国と国交を結んだ中米のグレナダと外交関係を樹立した、と発表。

22日 ▶施啓揚行政院副院長、台湾訪問中のインドネシアのハルモコ情報相と会見、双方の高官の相互訪問を希望すると表明。

25日 ▶経済建設委員会、公営事業民営化推進小組第1回会議を台北で開催。座長は同委員会の銭復主任委員。

▶外交部の章孝嚴政務次長、米国側は台湾側が提出した双方の係官立ち合いのもとで、台湾漁船「松慶1号」のサケ違法漁獲を確認するため、上船検査する提案について同意したことを明らかにした。

▶第14回日台経済貿易会議、東京で開催。

26日 ▶フランス上院台湾友好訪問団(団長はフォッシュ議員)一行8人、台湾を訪問。

▶経済建設委員会、第10期経済建設中期計画(1990-93年)ならびに1990年経済建設計画を採択。今後4年間の年平均経済成長率を7%、1993年の国民総生産(GNP)を2000億ドル、1人当たり平均国民所得を1万ドルと設定。

27日 ▶台中県および南投県を中心とする台湾中部地域が豪雨に見舞われ、少なくとも10人が死亡。

▶警政署の統計によると、7月13日現在、台湾に滞在する在留期限を過ぎた不法外国人は3万1511人で、うちマレーシア人が1万4317人、フィリピン人が6117人。

28日 ▶連戦外交部長、エジプト、フランス、オーストリア、ノルウェー、スウェーデン、タイ諸国の21日間にわたる歴訪を終えて帰国。

▶刑事警察局、国際刑事警察機構(ICPO)を通じて、中国政府に中国大陸製武器の台湾への大量密輸の阻止に協力するよう要請。

▶24日から台北で開催された第22回台韓経済協力会議、台湾の韓国車の輸入枠を1988年の4000台から向う4年間にわたり毎年30%ずつ増加させることに同意。

▶農業委員会、豪雨に見舞われた雲林県、南投県、彰化県、台中県、台中市、苗栗県など6県市を農漁業自然災害区に指定した、と発表。

29日 ▶民進党第3回全国党員代表大会第2次臨時大会、陽明山中山楼で開催。国民党中央政策会の洪玉欽副主任委員が来賓として出席。

30日 ▶民進党臨時大会、党主席の任期を現行の1年から2年に延長することを決定。また、党中央5人小組が提出した「当面の重大行動綱領」を採択。

31日 ▶台北地裁、不法入国罪で起訴された反体制派の陳婉真被告に有期懲役5ヵ月または罰金刑を判決。

## 8 月

2日 行政院の施啟揚副院長、香港が中国に返還される1997年後も、香港とマカオ駐在の台湾の人員と機構を存続させる、と表明。

▶香港紙『東方日報』、ベトナムのホーチミン市長を代表とする一行5人がこのほど極秘に台湾を訪問と報道。

▶経済建設委員会の蕭万長副主任委員、台湾が航空宇宙産業を発展させる時期はすでに成熟、2000年には生産高60億<sup>ドル</sup>に達する見込みである、と述べる。

▶エルサルバドルのアルバレンガ国会議長、訪台。

3日 公営事業民営化推進小組第2回会議、民営化第1陣の公営企業として、中国鋼鉄、中国石油化学、華南、第一、彰化の3商業銀行、唐榮公司、中興紙業、農工企業公司および高雄硫酸アンモニア公司を指定。

4日 經濟部、今後5年間に50億元を投資して、新竹科学園区に半導体工場を設立する計画を決定。

5日 ▶民総医院、「人体器官移植条例」が公布された後の初の肝臓移植手術を行なう。

7日 ▶中央銀行、1日から1年までの期間の外資を台湾内の銀行同士で取引するコール市場を開設。

▶台湾・南アフリカ経済技術協力会議、台北で開催。

9日 ▶財政部、消費財を中心に4738品目の輸入関税率を平均23%引き下げると同時に、金塊輸入に対する課税の撤廃を実施。

▶農業委員会、最近の一連の漁業不祥事件にかんがみ、今後1年間は一切の新しい漁業許可証の発行を停止するとともに、漁船の輸入や建造も認めない、と発表。

▶外交部、台湾住民の出入国は法によって定められるが、ブラックリストというのは存在しない、と強調。

▶労工委員会、本国人および外国人労働者の就業などを規定する「就業サービス法」を「国民就業法」と改称。

▶李煥行政院長、海部・日本新首相に祝電。

11日 ▶世界台湾同郷会連合会第16回年次大会、高雄市で開催。ひそかに入国した同会の李憲榮会長および「台湾独立建国連盟」の蔡正隆中央委員が会場に現われる。

12日 ▶台湾省輸出入公会シベリア貿易視察団（団長は林資清同公会理事長）、バンコク経由で訪ソ。

14日 ▶教育部が台湾訪問を許可した中国大陸の米国籍留学生16人、台北に到着。

▶李煥行政院長、政府は原則的には外国人労働者の導入を考慮しないが、特定の需要がある場合には特別方式による導入を考慮してもよい、と述べる。

▶公営事業民営化推進小組、8月3日に決定された民営化の対象となった公営事業9社にさらに中国造船、台湾機械、中華工程など10社を加えることを確定。

15日 ▶警政署外事警官隊、世界台湾同郷会の李憲榮会長に対し7日間以内の出国命令の通知書を交付した、と表明。同警官隊は18日、同郷会の羅益世、蔡正隆両氏に対しても同じ措置をとった。李氏は8月25日出国。羅、蔡両氏は8月26日強制出国。

16日 ▶行政院台米漁業協力委員会、台湾漁船の保護強化のため、「漁業パトロール・保護船隊」の創設を決定。

19日 ▶労工委員会の洪慶麟副主任委員、「14項目建設工事人力需対対応措置方案」は、14項目建設の施工部門が非技術性の肉体労働の外国人労働者を雇用しうる唯一の根拠である、と述べる。

21日 ▶行政院大陸工作会報、台湾地区に不法入境した大陸地区の人民を雇用した者または就業を斡旋した者に対しては10万～50万元、違反事由が重大な者に対しては20万～100万元の罰金刑を科す、と決定。

23日 ▶中央銀行、公定歩合を2.25%、貸出金利を2～2.5%引上げることを実施。

▶行政院主計処、1989年のGNP総額は1514億<sup>ドル</sup>、1人当たりGNPは7571<sup>ドル</sup>に達するだろう、と予測。

▶経済建設委員会、台湾電力公司の提出した「1990年緊急タービン発電機発電計画」を採択。台中火力発電所地点に緊急にタービン発電機4基、発電能力合計32万8000kWを建設し、90年7月に完工して電力供給を行なう。

▶劉潤才立法院長、韓国を訪問。

24日 ▶中央銀行の謝森中総裁、8月18日現在の外貨準備高は744億<sup>ドル</sup>、と発表。

▶米台北太平洋流し網漁業管理協定、ワシントンで調印、正式に発効。有効期限は1990年末まで。

25日 ▶国民党籍の趙少康立法委員らを中心とする「新国民党連線」、台北で結成。

▶8月21日からオーストラリアで開かれた第22回世界反共連盟大会の出席を拒否された台湾代表団の趙自齊団長、オーストラリア政府の措置に抗議の談話を発表。

▶台韓フルーツ貿易会議、89年9月からの1年間、台湾が韓国産なし2750<sup>トン</sup>とりんご5500<sup>トン</sup>を輸入、これと同額のバナナ160万<sup>トン</sup>を韓国に輸出することに合意。

26日 ▶カタツムリ族と自称する「無住宅者団結組織」の市民約2万人、台北市で抗議デモを展開。

▶台湾の漁業行政担当官と海上警察官14人、「榮安」号と「海鶴」号2隻の巡視船に分乗し、4カ月にわたる北太平洋での台湾漁船の護衛と不法漁獲の監視で出発。

27日 ▶台北の株式市場での取引高1941億元（約75億<sup>ドル</sup>）、1日当りの取引高として史上最高。

30日 ▶グアテマラ共和国のセレス大統領、9月4日まで台湾を公式訪問。パレンシア外相、ピネダ経済相、ミジャン大統領府相が随行。



## 9月

1日 ▶台北新駅(地上6階、地下4階)、使用開始。

▶許衛生國際貿易局長、同局が提出した新社会主義國貿易政策はすでに行政院の認可を得ており、ソ連、北朝鮮、アルバニア以外の国を直接貿易国とし、キューバに間接輸入措置をとる、と発表。

2日 ▶台湾で初めての地下鉄道(台北市内の華山一万華間、建設資金177億元、工事期間6年)、運転開始。

▶陳定南・宜蘭県長、県下の機関や中学の公共場所に国旗の掲揚や孫文を除く政治家の肖像を掲げることをしなくてもよい、と指示。

3日 ▶フランス、西ドイツ等欧州諸国訪問から帰国した陳履安経済部長、ECは92年に単一市場に統合するが、台湾は欧州に対し、積極的な貿易政策をとると表明。

5日 ▶燁聯鋼鐵公司、欧州企業4社と総額5.8億ドルに達する台湾初の鋼粗材連続铸造設備の建設契約に調印。

6日 ▶国防部、中国空軍ミグ19型ジェット戦闘機(操縦士は蔣文浩中尉)が午後2時16分、福建省の竜溪空港から金門島の尚義空港に亡命した、と発表。

7日 ▶中央銀行、1人当りの海外からの年間送金額上限を20万ドルから50万ドルに引き上げることを実施。

▶台湾高等検察処、蕭天讚法務部長が桃園県蘆竹郷の第一ゴルフ場建設に関するスキャンダルに関与した事実はないとの調査報告の全文を発表。

9日 ▶張建邦交通部長、台湾に新幹線鉄道を建設する計画(時速300km、1997年までに完成)について、すでに企業化調査に着手していることを明らかにした。

12日 ▶中華台北オリンピック委員会の張豊緒会長、台湾が1998年に開かれるアジア大会開催国に立候補する、と言明。

13日 ▶余登発元高雄県長急死、後頭部に鈍器で直撃された外傷があり、死因不明。

▶台風19号で各地に重大な被害、死者19人。

14日 ▶ワシントンで開催された米台海運会議、台湾側は米側が台湾で海運およびトレーラーと関連する陸海合同輸送業を経営することに同意した草案に仮調印。

▶フィリピンのアキノ大統領、台湾東南アジア投資貿易視察団(団長は許勝発全国工業総会理事長)と会見。

15日 ▶ドミニカ共和国のチャールズ首相、訪台。

▶1947年の2・28事件を題材にした台湾映画「悲情城市」(侯孝賢監督)、ベネチア国際映画祭のグランプリを受賞。

▶中国の銭其琛外交部長、台湾の弾力外交について、「経済貿易関係を利用して政治条件を出し、『二つの中国』あるいは『一つの中国、一つの台湾』をつくらうとして

いる」と『人民日報』で非難。

▶第15回訪米買い付け団、ワシントンで米国の業者と総額3.5億ドルの米国製品買付の16契約に調印。

17日 ▶中央銀行の謝森中総裁、台湾は発展途上国の対外債務の解消(ブレイディ構想)に協力するよう米政府から要請を受けたが、目下それを承諾していないと表明。

19日 ▶シンガポールの黄根成外相兼社会開発相、訪台。

▶李煥行政院長、行政院では100億元を投じ、1994年7月まで科学研究用の人工衛星を打ち上げる計画を、具体的なタイムテーブルとともに初めて公表。

▶李煥行政院長、「国軍現代化5カ年計画」について、1995年までに兵力総定員を50万人に削減する目標に到達させるが、軍力は以前より強化される、と述べる。

20日 ▶ワシントンでの米台鉄鋼談判会議、台湾鉄鋼の対米輸出の割当量は毎月2万7500トンに同意。

▶黄昆輝特使の率いる特使団、南アフリカのデクラーク大統領の就任式に出席。

▶国民党文化工作会、余登発元高雄県長が殺害された事件について、党として干渉しないことを声明。

21日 ▶宋楚瑜国民党秘書長ら一行、オブザーバーとして東京で開かれた国際民主同盟第4回会議に出席。

▶行政院の邵玉銘新聞局長、台湾政府は台湾訪問を希望しているソ連の新聞記者の入国を認める、と表明。

24日 ▶日本自由民主党青年議員訪台団、台北に到着。

25日 ▶陸軍、台湾が自力で開発完成した地对空「天弓ミサイル兵器システム」(主に天弓1型および2型ミサイル)を正式に作戦配備。

▶労工委員会、行政院が承認した外国人の不法就業を規制する「外国人來台不法就業防止要点」を公布。

26日 ▶台湾・パプアニューギニア電信技術協力覚書と太平洋地域通信衛星共同設置計画覚書、台北で調印。

▶行政院、退役軍人に発給した戦士授田証を買上げ補償する「戦士授田証処理条例草案」を公布。

▶中国の江沢民総書記、記者会見で台湾の解放で武力を使用しないとはいえない、と述べる。

▶邵玉銘新聞局長、政府は当面中国大陸記者の台湾取材を認めないと決定した、と発表。

27日 ▶高雄税関の取り締まり艇、高雄沖で密輸船「金満財号」に乗り、ひそかに入国を企てた米国に亡命していた反体制政治家の許信良元桃園県長を逮捕。

▶内政部警政署出入境管理局、政府の許可を得ないまま中国大陸へ旅行した者の再出国禁止期限を2年から1年に短縮する、と発表。

29日 ▶李煥行政院長、政府は国家の安全と社会の安定を維持するため、どうしても一部の人の出入国を制限する必要がある、と強調。

## 10月

2日 ▶連戦外交部長、台湾とリベリアは外交関係を回復することを決定した、と発表。

3日 ▶中華航空がフランスのエアバス社に発注したA300-600R型(合計6機)の1機目、中正空港に到着。

▶第6回台仏経済協力会議、パリで開催。

5日 ▶立法院、商業登記法修正草案を通過。

▶第3回台湾・パラグアイ経済協力会議、台北で開催。

6日 ▶長栄(エバーグリーン)航空、米ボーイング社とマクドネル・ダグラス社との間に総額36億ドルのジャンボ旅客機26機(B747-400型8機、B767-300ER型4機、MD-11型14機)の買付契約に調印。

7日 ▶李登輝総統、第一ゴルフ場スキャンダル事件で疑いを持たれた蕭天讚法務部長の辞職を承認。後任に呂有文法務部政務次長が代理。

▶連戦外交部長、自由民主化傾向にあるハンガリーやポーランドなどの国家に対し、政府は機を逸せずに協力を考慮すると同時に、貿易機構設置を計画して開設する、と初めて台湾政府の東欧国家に対する態度を表明。

9日 ▶行政院大陸工作会報、「台湾地区と大陸地区人民関係暫定条例草案」初稿(全文54条)を決定。

▶連戦外交部長とリベリアのブル外相代理、台北で国交樹立コミュニケに調印。中国、10日にリベリアと断交。

10日 ▶民間主体の双十節式典、台北の総統府前で行われる。参加者25万人。

▶台湾の駐ジャカルタ中華商会、駐インドネシア台北経済貿易事務所と改称。

11日 ▶証券管理委員会、株式市場の1日当り価格変動許容幅を各銘柄とも5%から7%に引上げ。

▶農業委員会の統計によると、1988年の1戸当り平均農家所得は前年比9.9%増の38万2287元。

▶台北市郊外の土城刑務所前で、反体制政治家の許信良氏の釈放を求めるデモ隊約3000人と警官隊約2000人が衝突。双方で60人以上が負傷。台北県警察局、デモ隊を指導していた民進党の林正杰氏ら15人を逮捕。

12日 ▶立法院、土地税法修正案ならびに都市平均地権条例第20条修正案を通過。

13日 ▶外交部、中米のベリーズと外交関係を樹立した、と発表。中国、23日にベリーズと断交。

▶台湾高等検察処、許信良元桃園県長を陰謀、予備反乱罪の容疑で起訴。

17日 ▶先週のニューヨーク株式市場の株価暴落の影響を受けて、16日に329.48ドルの下落を演じた台湾株式相場、前日終値比410.32%の急反発。

21日 ▶鄧為元国防部長、退役軍人の「戦士授田証」の

処理原則について、(1)6カ月間を1期とし、2年内に処理終了、(2)補償金であって退職金ではない、(3)個人の状況に応じて補償金額を決める、と表明。

▶フィリピンのマンガラプス外相、個人的な身分で台湾をひそかに訪問、23日まで。

22日 ▶陳履安経済部長、台湾のGATT(関税貿易一般協定)加盟について、名称がどうであれ、台湾・澎湖・金門・馬祖という独立した関税領域を代表することに変わりはない、と弾力的な対応を示す。

23日 ▶スワジランド王国のムスワティ3世国王、27日まで台湾を公式訪問。

▶東京で開催された国際証券取引所連合(FIBV)の年次大会、台湾証券取引所を29番目の正式会員として加盟させる提案を採択。

▶ノルウェー台湾商務事務所、台北で開設。

▶経済建設委員会、電信、情報システム、自動化、民生電子、新素材の「5大スター工業」を今後優先的に発展させ、2000年の純付加価値を200億ドル(全世界に占めるシェアは3.7~4.6%)に引き上げる計算、と述べる。

24日 ▶第7回台湾・オランダ経済協力委員会会議、台北で開催。

▶外交部、チリ政府は台北に商務事務所を開設すると同時に、台湾住民のビザ申請の受理を開始する、と発表。

▶李煥行政院長、中国が台湾に対する武力解放と四つの堅持を放棄しないことが、台湾海峡兩岸関係の最大の障害である、と強調。

26日 ▶花蓮発台北行き中華航空ボーイング737-200型旅客機、花蓮県秀林郷の山中に激突して墜落。乗客・乗員54人が死亡。

27日 ▶台湾省議会、省営3商銀(第一、華南、彰化)の公有株を51%を保留して残りを売却することを可決。

28日 ▶行政院大陸工作会報、中国大陸住民の台湾内にある遺産の相続分を2分の1とする規定を取り消すが、最高200万元までとする規定はそのまま維持すると決定。

▶台南県新営市で開かれた民進党第4回全国党員代表大会(出席者203人)、新中央執行委員31人を選出。

29日 ▶民進党党員代表大会、主席に美麗島系の黄信介氏を再選して閉幕。

30日 ▶フィリピンの中国大使館、マンガラプス比外相が台湾を訪問したことを強く批判。

31日 ▶農業委員会の「食糧平準基金業務運営」と題する報告によると、1976~89年に政府が政策的に米を輸出した結果、441億7871万円の赤字を記録した。

▶外国証券業の台湾支店開設申請、10月末の期限までに米国のメリルリンチとシェアソン・リーマン・ハットン2社のみ。

## 11月

1日 ▶台湾の中華航空と中国の中国民航、双方の荷物直接積み換え業務を正式に開始。

▶ヒルズ米通商代表部代表、知的所有権の保護に改善がみられた台湾について、包括通商法スペシャル301条に基づく優先監視リストから一般監視リスト対象に振り換えることを決定した、と発表。

2日 ▶第2回台湾・ハイチ閣僚級合同委員会、台北で開催され、ハイチの農村建設に協力することで合意。

3日 ▶交通部、台北一宜蘭間の高速度道路(全長40km)の建設工事を1990年までに着工、98年に開通予定と発表。

4日 ▶高雄地検、余登元高雄県長の死亡事件についての死因調査最終報告を公布。それによると、死亡は自身がころんだのが原因で、他殺の疑いはないという。

▶行政院、チベットのダライラマが組織した亡命政権は非合法であり、政府はそれと往来するわけにはいかない、さらにチベットの独立に反対する、と書面答弁。

5日 ▶中華航空、10月26日発生した同社航空機事故で死亡した犠牲者1人について補償金342万元、と発表。

6日 ▶アジア太平洋経済協力会議台湾委員会の華振甫主任委員、民間人の身分でキャンペラで開かれたアジア太平洋経済協力の第1回閣僚会議外活動に参加。

▶民進党の新潮流系党员を中心とする「新国家連線」、台北で正式に成立。

▶5日に米国から帰国した林義雄前台湾省議員、「台湾共和国基本法草案」を発表。

7日 ▶海外経済協力発展基金、今後国交のある国に優先的に貸付けを強化し、最高限度額を2000万ドル、最長期限を15年とすることを決定。

8日 ▶民進党雲林県党部、党紀違反を理由に同党籍の朱高正立法委員を除名。

10日 ▶9日から台北で開催された第11回台湾・サウジアラビア経済技術協力会議、テレビ、コンピューターなどの合弁計画を推進していくことに合意。

▶中央銀行、1人当りの海外からの年間送金額上限を現在の50万ドルから100万ドルに引き上げることを実施。

▶カナダのモントリオール銀行、台北事務所を開設。

14日 ▶中国造船、1990年1月7日から台湾海軍の第2代艦であるペリー級ミサイル・フリゲート艦の第一隻目の建造(全部で8隻)を始めることを明らかにした。

16日 ▶行政院、「公營事業民營移転条例」(1953年に公布実施)の修正案を承認。現従業員の権利損失補償および株式優先引受けなどの条項が増補された。

▶北米事務協調委員会、台湾政府は国家安全の理由に基づき、台湾独立を支持しているクラーク元米司法長官

の台湾への入境を拒否した、と発表。

▶行政院、刑罰を重くし暴力犯罪の阻止を図る「治安に対する危害処罰暫定条例」を承認。

18日 ▶国際ライオンズクラブ第28回極東・東南アジア年次総会、林口の中正体育館で開催。

20日 ▶1989年7月1日開設した台北ーカイロ航空路線、エジプト当局の通告で正式に閉鎖。

▶台湾省政府、省営3商銀(第一、華南、彰北)の公有株1億980万株(550余億元に相当)の売却を決定。

21日 ▶交通部国際電信管理局、ベトナムのホーチミン市との国際ダイヤル通話を全面的に開放。台湾はすでに東欧7カ国との国際ダイヤル通話を実現した。

22日 ▶密入国した米国在住の台湾独立建国連盟米国本部の郭倍宏主席、台北市郊外の中和市で開かれた民進党候補者の選挙演説会場で応援演説。

23日 ▶陳履安経済部長、米国籍中国人陳香梅女史が率いる中国大陸視察団に参加する動きをみせている一部の台湾企業家に対し厳しく警告。

24日 ▶交通部、台湾船の寄港禁止地区を中国、北朝鮮、ソ連、アルバニアなどに限定し、キューバは事前に申請し認可を得れば寄港を認める、と発表。

▶外交部、東ドイツ等東欧7カ国からの長期滞在ビザを含む訪台申請を全面開放する、と発表。

▶李登輝総統、呂有文法務部長代理を法務部長に任命。

25日 ▶李登輝総統、軍首脳的人事異動を発令。総統府参軍長：蔣仲苓、国防部参謀総長：陳榮齡、空軍総司令：林文礼、聯合勤務総司令：羅本立、台湾警備総司令兼台湾軍管区司令：周仲南。

27日 ▶行政院衛生署の『人口分析』の統計によると、台湾の1988年の人口密度は1平方キロメートルあたり550人で、世界で最も人口密度の高い地区の1つとなった。

▶外交部の陳毓駒スポークスマン、ニュージーランドの南太平洋流し網会議に出席した台湾代表団は、主催国から民間団体の名義で参加するよう要求されたことに抗議して、正式に会議を脱退する、と発表。

28日 ▶行政院大陸工作会報、中国の民主化運動活動家や海外在住の大陸籍中国人の台湾訪問の滞在期間を15日から30日に緩和し、また里帰りして中国に2年以上連続居住する台湾住民の再入境は原則として認めないと決定。

29日 ▶交通部、台湾の旅行業者が東ドイツ、ポーランド等東欧7カ国の旅行業者と業務交流することを認める、と発表。ソ連とアルバニアは除外。

30日 ▶米下院アジア太平洋小委員会のソラズ委員長ら一行5人、立法委員などの選挙を観察するため訪台。

▶行政院、証券取引税条例修正案を通過、1990年1月から新株式取引税の適用税率を0.6%と決定。

## 12月

2日 ▶増補立法委員, 21の県市長および台湾省議会, 台北・高雄両市議会の三つの選挙が行なわれる。総投票率75.39%。40の合法政党のうち, 候補者を出したのが16。

▶李登輝総統, 在外華僑から29人の立法委員を指名。

3日 ▶台南県長選の開票に不満をもつ民進党籍の李宗藩候補者を支持する選挙民, 県政府の前で抗議行動。

4日 ▶外交部, 12月1日のフィリピンの国軍将兵反乱事件について, 台湾政府はいかなる手段であろうと, 政権を奪取する企図には反対する, との声明を発表。

5日 ▶李登輝総統, 郝柏村参謀総長を国防部長に任命。

6日 ▶李登輝国民党主席, 党内に党務革新小組を設立するよう指示。

8日 ▶台南地検, 台南県長選挙で新宮鎮など8郷鎮の開票結果を再度点検し, 間違いなしとの結論を公表。

11日 ▶台湾の中国信託投资公司, 同社を中心とする企業グループが米国のコンピューターメーカーであるワズ・テクノロジーを総額2億6840万<sup>ドル</sup>で買収, と発表。

▶中国の反体制知識人で作家の劉賓雁氏, 台湾を訪問。

13日 ▶ゼネラル石油, 1990年1~3月に台湾の中国石油会社が国際市場で購入した中東産オマーン原油50万<sup>バレル</sup>を受託精製することを決定。日本の石油会社が台湾から石油の精製を受託するのはこれが初めて。

▶11月21日に漁船で韓国の済州島に密航, 天安門事件に関連して政治亡命を主張した中国人男女12人, 大韓航空で台北に到着。

14日 ▶行政院, 「第10期経済建設中期計画(1990~93年)」および「1990年台湾経済建設計画」を通過。

15日 ▶経済建設委員会の銭復主任委員, 今年から1993年までの間台湾の対米ドルレートは, 1<sup>ドル</sup>=26元前後に維持できるだろう, という見解を表明。

16日 ▶中台間の商事紛争の仲裁機構である中国の海峡兩岸経貿協調会(会長は鄭鴻業中国国際貿易促進委員会会長)と台湾の海峡兩岸商務協調会(会長は張平沼立法委員)の初の合同会議, 香港で開催。

▶北海道拓殖銀行の香港現地法人を主幹事とする内外銀行13行, 香港で台湾の長栄海運向けに4億<sup>ドル</sup>を協調融資する契約に調印。

▶中央銀行, 10月末現在の外貨準備高は734億1700万<sup>ドル</sup>, と発表。

▶6人の民進党および1人の無党派の県市長当選者, 「民主県市長連盟」を台北で結成。

18日 ▶外交部, 16日に中国民航の旅客機をハイジャックして日本の福岡空港で身柄を拘束された張振海について, 日本の法律に基づいて裁判を行なうよう呼びかけ。

19日 ▶行政院大陸工作会報, 張平沼立法委員が香港で中国との間に調印した海峡兩岸経済貿易協調機構のいかなる仲裁結果についても, 台湾政府はその法律上の効力を認めない, と表明。

20日 ▶台湾省第9回省議員77人と第11回県市長(新竹市, 嘉義市は第3回)21人の就任宣誓式, 各地で行なわれる。いずれも任期は4年。

▶台湾省議会, 議長に簡明景, 副議長に黄鎮岳を選出。

▶経済建設委員会, 「米生産および水田転作継続6カ年計画(1990年1月~95年12月)」(総予算308億1500万元)を採択。

▶フィリピン駐在の台湾の代表機構「太平洋経済文化センター・マニラ事務所」, 「駐フィリピン台北経済文化事務所」と改称。

25日 ▶11人の民進党籍国民大会代表, 台北の憲法施行記念式典で, 終身議員の退職を求める抗議行動を行なう。

26日 ▶中央社によると, 国民党中央はすでに動員戡亂時期臨時條款修正草案を検討するための「憲法小組」を正式に発足した。小組のメンバーは12人。

▶司法機關, 推事を法官(判事), 檢察処を檢察署, 首席檢察官を檢察長など名称を変更。

▶行政院国家科学委員会の夏漢民主主任委員, 1995年に200<sup>ドル</sup>以上の科学研究用の低空人工衛星を打上げる, と正式に発表。

27日 ▶国民党中央常務委員会, 次の党組織の幹部人事の異動を可決。組織工作会主任: 蕭万長, 大陸工作会主任: 鄭心雄, 海外工作会主任: 章孝嚴, 台湾省委员会主任委員: 王述親, 台北市委員主任委員: 吳敦義, 高雄市委員主任委員: 黃鏡峰。

28日 ▶立法院, 「1990年度所得稅率條例」を可決。個人の免稅額は4万2000元に引き上げられた。

▶立法院, 「証券取引稅條例部分條文修正案」を通過。証券取引稅率が0.6%と確定。

29日 ▶国防部, フランスがフリゲート艦「ラファイエット」級16隻を台湾に売却するとのAFPの報道について, 何もきいていない, と述べる。

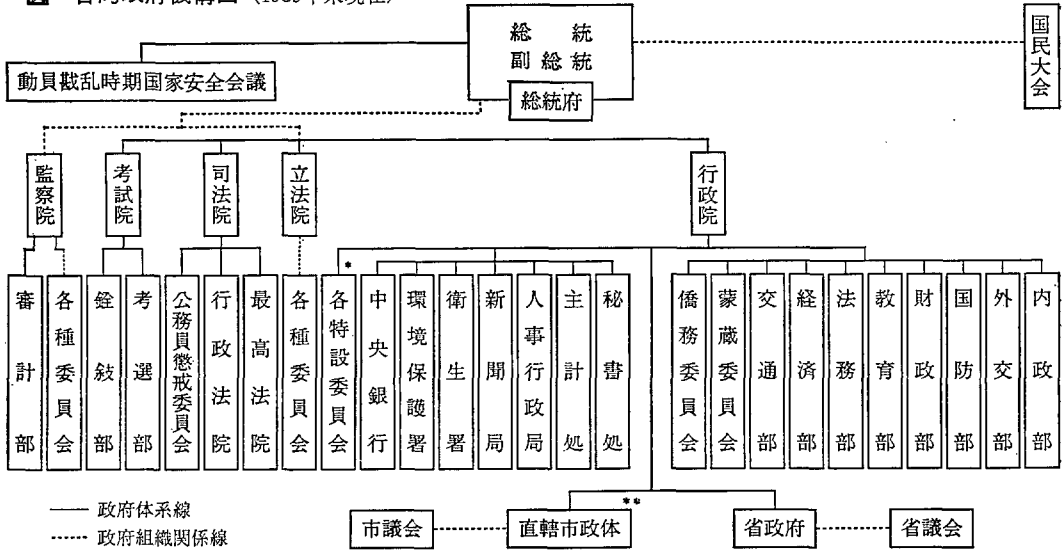
▶立法院, 「所得稅法部分條文修正案」を可決。税金の徵收單位を「國幣」(銀元)から「新台幣」(新台幣元)と改めた。

30日 ▶經濟部, 海外經濟協力發展基金の適用對象をハンガリー, ユーゴスラビア, チェコスロバキアなどの東欧諸國に積極的に拡大することを決定。

▶經濟部と外交部, ソ連との直接貿易の解禁に同意する意向を表明。

▶士林分院裁判所, 世界台湾同鄉会の羅益世總幹事に不法入國の罪で10カ月の有期懲役を判決。

1 台湾政府機構図 (1989年末現在)



\* 特設委員会には、経済建設委員会、農業委員会、勞工委員会、国軍退除役官民輔導委員会、青年輔導委員会、文化建設委員会、研究発展考核委員会、原子力委員会、国立故宫博物院管理委員会、国家科学委員会などがある。  
 \*\* 1967年台北市が、1979年高雄市が省轄市からそれぞれ行政院直轄市に昇格した。行政院直轄市政府は省政府と同格。

2 李煥内閣名簿 (1989年12月31日現在)

- 行政院長 李煥(湖北・漢口市出身, 72歳)
- 副院長 施啓揚(台湾・台中県出身, 54歳)
- 政務委員 張豊緒(台湾・屏東県出身, 61歳)
- 政務委員 周宏壽(浙江・奉化県出身, 73歳)
- 政務委員 錢復(浙江・杭州市出身, 54歳)
- 政務委員 王友劍(福建・晋江県出身, 64歳)
- 政務委員 黄昆輝(台湾・雲林県出身, 53歳)
- 政務委員 郭南宏(台湾・台南県出身, 53歳)
- 政務委員 張劍寒(江蘇・沛県出身, 61歳)
- 内政部長 許水徳(台湾・高雄市出身, 58歳)
- 外交部長 連戰(台湾・台南市出身, 53歳)
- 国防部長 郝柏村(江蘇・塩城県出身, 70歳)
- 経済部長 陳履安(浙江・青田県出身, 52歳)
- 教育部長 毛高文(浙江・奉化県出身, 53歳)
- 法務部長 呂有文(四川・江津県出身, 63歳)
- 財政部長 郭婉容(台湾・台南県出身, 59歳)
- 交通部長 張建邦(台湾・宜蘭県出身, 60歳)
- 蒙藏委員長 吳化鵬(モンゴル出身, 66歳)
- 僑務委員長 曾広順(広東・海豊県出身, 64歳)
- 秘書長 王昭明(福建・福州市出身, 69歳)

昇格。  
 (3) 1989年12月5日の総統発令で鄭為元前国防部長が退任、その代わりに郝柏村参謀総長が就任。

3 国民党第13期中央常務委員(31名)

(1989年6月15日, 国民党第13期2中全会で退出)

	年齢	出身		年齢	出身
謝東閔	82	台湾	施啓揚	54	台湾
李国鼎	79	江蘇	鄭為元	76	安徽
倪文亜	85	浙江	毛高文	53	浙江
愈国華	76	浙江	許歴農	68	安徽
李煥	72	湖北	辜振甫	72	台湾
沈昌煥	76	江蘇	高育仁	55	台湾
林洋港	62	台湾	許水徳	58	台湾
邱創煥	64	台湾	張建邦	60	台湾
黄尊秋	66	台湾	趙自斉	74	熱河
郝柏村	70	江蘇	曾広順	65	広東
何宜武	77	福建	郭婉容*	59	台湾
宋楚瑜	47	湖南	蘇南成	53	台湾
吳伯雄	50	台湾	陳田錨	61	台湾
錢復	54	浙江	許勝発	64	台湾
陳履安	52	浙江	謝深山	50	台湾
連戰	53	台湾			

(注) (1) 李煥内閣は1989年6月1日発足。  
 (2) 鄭元灝前法務部長はゴルフ場の建設許可をめぐる汚職嫌疑で1989年10月7日に辞職、後任に呂有文法務部政務次長が代行、1989年11月24日付の総統発令で法務部長に

(注) (1)全員が再任。(2)\*は女性。

【4】 動員戡乱（反乱鎮定）時期人民団体法（重要条文）

(1989年1月20日立法院通過、同年1月27日總統令公布施行)

第1章 通 則

第1条 人民団体の組織と活動は、本法の規定を、その他の法律に特別の規定があるものはその規定を適用する。

第2条 人民団体の組織と活動は、憲法に違背し、あるいは共産主義を主張し、あるいは国土分裂を主張してはならない。

第3条 人民団体の主管機関は、中央にあっては内政部(省)、省(市)にあっては省(市)政府社会処(局)、県(市)にあっては県(市)政府である。ただし、その目的事業は各当該事業主管機関の指導・監督を受けるものとする。

第4条 人民団体は下の3種に分ける。

- (1) 職業団体
- (2) 社会団体
- (3) 政治団体

第5条 人民団体は行政区域をもってその組織区域とし、各級支部組織を設けることができる。

前項支部組織の設立は、本法の規定に基づき当地主管機関において処理するものとする。

第6条 人民団体の所在地は、主管機関所在地に設ける。ただし、主管機関の認可を経た場合には、その他の地区に設けることができ、また、支部組織を設けることもできる。

第7条 人民団体は同一組織区域内において、法律で別に制限がない限り、二つ以上の同級同種の団体を組織することができる。ただし、その名称は同一であってはならない。

第2章 設 立

第8条 人民団体の組織は、発起人が申請書・規約草案および発起人名簿を揃えて、主管機関に許可を申請するものとする。

前項発起人は満20歳以上の年齢でなければならず、並びに30人以上で、かつ、下記事情のないものに限る。

- (1) 犯罪により有期懲役以上の刑が確定し、まだ執行されず、または執行が終わっていない者。ただし、執行猶予の宣告を受けた者はこの限りでない。
- (2) 保安処分または感化教育処分の裁判が確定し、まだ執行されず、または執行が終わっていない者。

(3) 破産宣告を受け、まだ復権していない者。

(4) 禁治産宣告を受け、まだ取り消されていない者。

第1項申請書形式は中央主管機関がこれを定める。

第9条 人民団体は設立許可が出たあと、発起人会議を招集し、準備委員を推選し、準備会を組織し、準備完了後、成立大会を招集しなければならない。

準備会会議および成立大会はいずれも、主管機関に通知するものとし、主管機関は人を派遣して列席させることができる。

第10条 人民団体は、成立大会後、30日以内に規約、会員名簿、選任職員略歴簿を揃えて主管機関に、登録許可、ならびに登録証書および印章を交付すること、を申請しなければならない。

第11条 人民団体は主管機関の登録認可を経たあと、法に基づき当該地方法院(裁判所)に法人登録を行ない、ならびに法人登録を完成したあと30日以内に、登録証書コピーを主管機関に送付せねばならない。

第12条 人民団体の規約には下記事項を明記しなければならない。

- (1) 名称
- (2) 主旨
- (3) 組織区域
- (4) 団体所在地
- (5) 任務
- (6) 組織
- (7) 会員の入会・脱会と除名
- (8) 会員の権利と義務
- (9) 会員代表および理事・監事の定数。職権・任期および選任と解任
- (10) 会議
- (11) 経費と会計
- (12) 規約改正の手続
- (13) その他法令規定により明記すべき事項

第3章 会員(略)

第4章 職員(略)

第5章 会議(略)

第6章 経費(略)

第7章 職業団体(略)

第8章 社会団体(略)

第9章 政治団体

第44条 政治団体は、共通の民主政治理念をもって、国民の政治意思の形成に協力・援助し、国民の政治参与を促進することをもって目的とし、中華民國の国民により組織する団体である。

第45条 下記規定の一つに適合するものを政党とする。

(1) 全国的政治団体が候補者を推薦して公職人員選挙に参加することを目的とし、本法規定により政党を設立し、かつ、中央主管機関に報告して受理されたもの。

(2) すでに登録している全国的政治団体が候補者を推薦して公職人員選挙に参加することを目的とするもの。

第46条 前条第1項の規定により、政党を設立するものは、成立大会後30日以内に規約および責任者名簿を揃えて、中央主管機関に登録し、かつ、証書、印章の交付を申請するものとする。

前条第2項の政党は、選挙公告の発布までに規約および責任者名簿を揃えて、中央主管機関に登録申請しなければならない。

第47条 政党は全国行政区域をもってその組織区域とし、地域性政党を成立することはできない。ただし、支部組織を設けることができる。

第48条 第46条規定により設立した政党は、動員戡乱時期公職人員選挙罷免法の規定により、候補者を推薦し公職人員選挙に参加することができる。

第49条 政治団体の民主の原則に基づいて組織・運営を行なうものとし、その選任職員の職位、定数、任期、選任、解任、会議および経費などの事項は、その規約のなかに別途定めるものとする。

第50条 政党は法令により公共の場所および公営マスメディアを平等に使用する権利を有す。

第51条 政治団体は、外国の団体・法人・個人または主要構成員が外国人である団体・法人の寄付、援助を受けてはならない。

第52条 行政院は政党審議委員会を設け、政党の処分に関する事件を審議する。

政党審議委員会は社会の公正な人士によって構成され、同一党籍を有する者が委員総数の2分の1を超えてはならない。その組織は行政院がこれを定める。

## 第10章 監督と処罰

第53条 設立を申請する人民団体で、第2条またはその他の法令の規定に違反する場合は許可を与えない。許可を経て設立されたものは、その許可を取り消す。

第54条 人民団体は登録の審査・許可を経たのち、その規約・選任職員の略歴簿または責任者名簿に異動があった場合、30日以内に主管機関に審査・登録を申請するものとする。

第55条 人民団体が設立許可後6か月以内に成立しない場合、その許可は取り消される。ただし、主管機関が許可した場合、延長することができるが、その期間は

3か月を限りとする。

第56条 人民団体は組織区域内の調整またはその他の原因によって合併または分立の必要が生じた場合、主管機関に合併または分立を認可することを申請することができる。

第57条 人民団体の成績優良者には、主管機関から奨励が与えられる。奨励方法は中央主管機関がこれを定める。

第58条 人民団体に法令・規約違反または公益妨害の事情があった場合、主管機関が下記処分を行なうことができる。

- (1) 警告
- (2) 決議の取消し
- (3) 業務の一部または全部の停止
- (4) 職員の免職
- (5) 期限付き整理
- (6) 許可の取り消し
- (7) 解散

前項第1項から第2項までの処分は、目的事業の主管機関もこれを行なうことができる。ただし、第2項または第3項の処分を行なう時は、主管機関と協議した後これを行なうものとする。

政党の処分については警告および解散を限りとする。処分は政党審議委員会の審議を経なければならない。

第59条 人民団体に下記事情の一つがあった場合、解散させるものとする。

- (1) 主管機関が許可を取り消した場合
- (2) 破産した場合
- (3) 合併または分立した場合
- (4) 整理が期限どおりに完成しない場合
- (5) 会員(会員代表)大会で解散を決議した場合

第60条 法により許可の申請または受理を経ないで人民団体を成立し、主管機関が期限付き解散を通知したのに解散しない場合、2万円以下の罰金に処す。

人民団体が、主管機関の許可取り消しまたは解散ならびに期限付き解散の通知を経て解散せず、または第65条規定に違反し、期限付きで登録または受理の手続きを行なうよう通知されて手続きをしない場合も同様とする。

第61条 法により許可の申請または登録を経ずに人民団体を成立し、主管機関が期限付き解散を通知しても解散せず、引き続き当該団体名義をもって活動に従事し、所管公務員の制止に従わない場合、首謀者は2年以下の有期徒刑または拘禁刑に処す。

人民団体が主管機関により許可の取り消しまたは解散を指示され、しかも期限付きで解散を通知されなが

ら解散せず、または第65条規定に違反し、主管機関により期限付きで登録または受理することを通知されても手続きを行わず、引き続き当該団体名義をもって活動に従事して所管公務員の制止に従わない場合、首謀者は同罪とする。

第62条 第51条規定に違反し寄付・援助を受けた場合、2年以下の有期懲役・拘禁または2万円以下の罰金に処す。

前項の罪を犯した場合、收受した寄付・援助はこれを没収する。全部または一部が没収できない時は、相当額を追徴する。

第63条 本法により科された罰金を通知後期限が過ぎても納付しないものは、法院に移管し強制執行を行なう。

### 第11章 付 則

第64条 本法の修正公布施行前に登録済みの人民団体にして、本法の修正公布施行後、その組織が本法の規定に適合しない場合、主管機関が期限付き改正を通知することができる。

第65条 本法の修正公布施行までに登録を経ない人民団体は、本法の修正公布施行の日より6ヵ月以内に、第10条規定の書類を揃えて登録手続きを行わなければならない。ただし、政党は第46条規定の書類を揃えて受理手続きを行なうものとする。

第66条 人民団体選任職員の見解選免・担当者の管理と財務の処理については、その方法は中央主管機関がこれを定める。

第67条 本法は公布の日より施行する。

### 図 裕仁天皇は日本に何を残したか(要旨)

(『中央日報』社説、1989年1月8日)

日本のために、ひいては自分のため頑張ってきた日本の裕仁天皇が、ついに63年の統治と88歳の生命を終え、7日早朝、逝去された。裕仁天皇が日本人に残したものは、哀惜の念だけではない。日本が今日あるのはなぜか、このことを深く考えるべきであろう。

還暦を超える裕仁天皇の在位期間は、まさに多くのドラマに満ちた激動の時代であった。初期には日本帝国主義が拡張する「軍権時代」を経験し、軍閥が実行する一連の対外侵略を見守ることしかできなかった。軍閥はまずわが国の東北に侵入して、かいらい政権の「満州国」を樹立した。ついで1937年には正式にわが国に対する侵

略戦争を發動した。そして1941年12月8日、真珠湾を奇襲して、いわゆる「大東亜戦争」を起こした。侵略は太平洋、東南アジア、はてはインドまで達し、勢いはとどまるところがなかった。しかし、最後には、中国、アメリカ、イギリスなど連合国の正義の軍に敗れるときがきた。1945年8月、アメリカが広島と長崎に連続して2個の原爆を投下すると、裕仁天皇が率いる日本は連合国に無条件降伏した。

この時の無条件降伏は、日本の歴史にとって重大なキープポイントであると同時に、裕仁天皇が60余年の在位のなかで日本のために行なった最も重要な仕事であった。日本の戦前の憲法には天皇は「神聖にして侵すべからず」と明記されていたけれども、実際には国家の精神的指導者にすぎず、日本の重要な国策の決定には参与せず、権限もなかった。しかし、8月6日に広島が原子爆弾で壊滅し、日本が滅亡の危機に瀕したとき、裕仁天皇は「私はこの戦争を終わらせることに賛成する」との決断を下して、生涯で唯一の重要な政策決定を行なった。

日本が無条件降伏したあと、わが国の故蒋介石総統は、ただちに「徳を以って怨みに報いる」とラジオ放送で宣言し、日本から何の賠償も求めようとはしなかった。また、中国に残った日本の軍民を迅速に帰国させるよう命じて、日本の戦後の復興を助けた。日本が軍事敗戦国から工業戦勝国に変わりえたのは、蒋介石総統が「徳を以って怨みに報い」、「天皇制」を護持したたまものといえることができる。

裕仁天皇は日本の歴史の罪過を背負い、日本を栄光の道に導いて、いま「歴史上の人物」となった。われわれは、1人の中国の民族の指導者が仁慈の心と超人的な卓見をもって、日本の平和と繁栄をもたらしたことを、日本人が忘れないよう切に望んでいる。われわれは、何ら報いを求めるものではない。ただ、われわれはいまの日本人が「善はめぐる」という気持を表わしてほしいと希望するのみである。

裕仁天皇の容態が悪化したとき、イギリスの『サン』紙などは社説や論評で「第2次大戦の行為によって地獄に落ちるべきだ」と批判した。日本の侵略の最大犠牲者である中国人は、こうした言葉を口にすることはしない。もしも一部の日本人が歴史をかいざんし、その侵略的な行動の罪悪を打ち消そうとしたら、それこそ地獄に行くべきであろう。わが国は裕仁天皇の国葬に特使を派遣できないかも知れないが、われわれは心から日本の皇室と全国民に対して哀惜の意を表する。



# 主 要 統 計 台 湾 1989年

- |               |                         |                       |
|---------------|-------------------------|-----------------------|
| 第1表 国内純生産     | 第6表 国別貿易額               | 第10表 主要外国借款           |
| 第2表 人口・労働力    | 第7表 商品別貿易額              | 第11表 マネーサプライ          |
| 第3表 主要農・工業生産高 | 第8表 国際収支                | 第12表 消費者物価指数(台湾地区)    |
| 第4表 農業生産指数    | 第9表 華僑・外国人の認<br>可投資件数と額 | 第13表 財政収支             |
| 第5表 工業生産指数    |                         | 第14表 業種別平均月額賃金およびその指数 |

(使用記号：一該当なし，…不明。0 ゼロ極・少)

対米為替レート (1米ドル=台湾元, 年平均)

年	1982	1983	1984	1985	1986	1987	1988	1989
元	39.124	40.065	39.597	39.849	37.838	31.845	28.589	26.407

第1表 国内純生産 (名目)

(単位：100万台湾元)

	国内純生産(要素費用)			対前年比(%)			構成比(%)		
	1986	1987	1988	1986	1987	1988	1986	1987	1988
農 林 水 産 業	142,945	156,163	161,647	9.8	9.2	3.5	6.5	6.3	6.1
鉱 業	11,867	12,984	13,925	0.6	9.4	7.2	0.5	0.5	0.5
製 造 業	856,335	976,647	1,008,743	25.6	14.0	3.3	38.9	39.4	38.1
電 気・ガ ス・水 道	64,002	74,946	68,228	-4.5	17.1	-9.0	2.9	3.0	2.6
建 設 業	99,334	114,030	130,747	6.9	14.8	14.7	4.5	4.6	4.9
運 輸・通 信	120,302	134,148	146,665	15.8	11.5	9.3	5.5	5.4	5.5
商 業	332,249	375,042	414,358	17.3	12.9	10.5	15.1	15.1	15.7
金融・保険・不動産	235,428	268,586	296,918	8.1	14.1	10.5	10.7	10.8	11.2
社会・個人サービス	119,384	133,777	105,268	11.9	12.0	78.7	5.4	5.4	4.0
政府サービス	251,117	271,205	299,218	6.2	8.0	10.3	11.4	10.9	11.3
その他のサービス	23,329	24,521	27,223	21.4	5.1	11.0	1.1	1.0	1.0
減：帰属利子	53,613	61,030	70,455	-7.1	13.8	15.4	2.4	2.5	2.7
国内純生産	2,202,679	2,481,019	2,645,717	16.7	12.6	7.0	100.0	100.0	100.0
国内総生産(名目)	2,743,757	3,098,024	3,335,234	14.7	12.9	7.7			
国内総生産(81年価格)	2,488,222	2,795,853	2,985,374	10.6	12.4	6.8			
1人当たり所得(台湾元)	132,483	147,549	157,889	14.9	11.4	7.0			

(出所) 『自由中国之工業』1990年1月。

第2表 人口・労働力 (各年平均)

(単位：1,000人)

年	総人口 (年末)	労働人口 (15歳以上)	就 業 人 口				失業率(%)
			合 計	第1次産業	第2次産業	第3次産業	
1980	17,805	6,629	6,574	1,277	2,774	2,497	1.2
1981	18,136	6,764	6,672	1,257	2,814	2,601	1.3
1982	18,458	6,959	6,811	1,284	2,808	2,718	2.1
1983	18,733	7,266	7,070	1,317	2,908	2,845	2.7
1984	19,012	7,491	7,308	1,286	3,090	2,932	2.4
1985	19,258	7,651	7,428	1,297	3,078	3,054	2.9
1986	19,455	7,945	7,733	1,317	3,207	3,209	2.7
1987	19,673	8,183	8,022	1,226	3,430	3,367	2.0
1988	19,904	8,247	8,108	1,112	3,450	3,546	1.7

(出所) Taiwan Statistical Data Book, 1989.

第3表 主要農産物・工業製品生産高

年	主 要 農 産 物 生 産 高						
	玄 米 (1,000トン)	甘 藷 (1,000トン)	茶 (トン)	砂 糖 (1,000トン)	バ ナ ナ (トン)	パイナップ ル(トン)	落 花 生 (トン)
1983	2,485	560	24,308	621	196,255	115,194	62,546
1984	2,244	424	24,365	619	203,281	123,609	86,994
1985	2,174	369	23,203	662	198,596	149,745	89,105
1986	1,974	324	23,890	570	150,730	157,941	77,150
1987	1,900	345	25,578	479	204,486	193,337	111,700
1988	1,845	255	23,557	584	228,725	228,127	83,335

年	主 要 工 業 製 品 生 産 高						
	肥 料 (1,000トン)	セメント (1,000トン)	綿 織 物 (1,000 メートル)	紙 (1,000トン)	扇 風 機 (1,000台)	テ レ ビ (1,000台)	棒 鋼 (1,000トン)
1983	1,496	14,810	665,993	548	17,638	5,177	6,493
1984	1,570	14,234	538,489	547	24,371	5,576	6,533
1985	1,415	14,418	618,464	597	25,503	4,250	6,199
1986	1,879	14,806	755,661	705	30,509	6,216	7,235
1987	1,809	15,663	729,404	800	31,278	6,442	7,699
1988	1,931	17,281	745,236	894	27,655	5,031	8,969

(出所) 第2表に同じ。

第4表 農業生産指数

	(1952年=100)					(1986年=100)				
	総 合	農 業	林 業	漁 業	畜 産	総 合	農 業	林 業	漁 業	畜 産
1981	356.0	205.0	141.8	853.6	781.0	89.2	106.3	107.2	81.3	71.9
1982	362.3	206.8	129.7	871.1	811.3	90.8	107.2	98.1	82.9	74.7
1983	376.9	200.6	153.4	895.9	929.4	94.4	104.0	116.0	85.3	85.6
1984	388.7	201.9	132.6	950.0	983.4	97.4	104.7	100.3	90.4	90.6
1985	400.5	203.5	119.3	990.8	1,050.5	100.3	105.5	90.3	94.3	96.8
1986	399.2	192.9	132.2	1,050.4	1,085.8	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
1987	432.3	200.9	122.6	1,204.8	1,183.7	108.3	104.2	92.7	114.7	109.0
1988	437.7	203.7	79.5	1,241.3	1,193.8	109.6	105.6	60.1	118.2	110.0

(出所) 第2表に同じ。

第5表 工業生産指数

	(1952年=100)					(1986年=100)				
	総 合	鉱 業	製 造 業	電 気・ガ ス・水道	建 設	総 合	鉱 業	製 造 業	電 気・ガ ス・水道	建 設
1981	4,053.25	226.00	4,864.44	2,287.75	15,173.47	68.50	137.88	65.67	69.09	148.70
1982	4,017.75	203.13	4,904.44	2,335.10	10,546.94	67.90	123.93	66.21	70.52	103.36
1983	4,527.22	197.44	5,581.48	2,597.02	10,042.86	76.51	120.46	75.35	78.43	98.42
1984	5,062.13	190.87	6,274.81	2,793.38	11,223.47	85.55	116.45	84.71	84.36	109.99
1985	5,197.04	175.36	6,434.81	2,975.50	11,263.27	87.83	106.99	86.87	89.86	110.38
1986	5,917.16	163.91	7,407.41	3,311.26	10,204.08	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
1987	6,549.11	158.73	8,234.81	3,665.89	9,893.88	110.68	96.84	111.17	110.71	96.96
1988	6,828.99	155.34	8,533.33	3,984.44	11,728.57	115.41	94.77	115.20	120.33	114.94

(出所) 第2表に同じ。

第6表 国別貿易額

(単位：100万米ドル)

	1984		1985		1986		1987		1988	
	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出
日本	6,441.8	3,186.5	5,548.8	3,460.9	8,254.7	4,559.1	11,840.5	6,978.2	14,824.2	8,762.1
琉球諸島	0	18.0	0	15.4	0	17.8	0	19.1	0	17.8
アメリカ	5,041.6	14,867.7	4,746.3	14,773.4	5,415.8	19,006.0	7,629.5	23,660.2	13,002.0	23,431.0
西ドイツ	768.0	868.1	846.2	805.4	1,137.3	1,273.8	1,633.5	1,986.8	2,132.1	2,338.1
オーストラリア	777.5	831.6	800.6	747.3	883.5	869.8	999.9	1,100.9	1,336.2	1,356.9
香港	370.4	2,087.1	319.7	2,539.7	378.6	2,921.0	753.8	4,117.6	1,921.7	5,579.7
シンガポール	268.0	878.4	275.9	885.2	339.8	930.6	522.1	1,348.8	740.0	1,680.0
イギリス	294.4	690.7	262.4	650.0	356.8	965.8	789.2	1,547.2	1,111.5	1,904.9
フィリピン	134.3	190.7	104.2	239.2	152.7	328.6	194.4	458.2	242.3	599.9
タイ	140.0	244.8	146.9	236.2	162.9	278.4	200.4	424.1	341.9	752.9
カナダ	400.4	916.3	369.0	944.9	485.6	1,271.5	651.7	1,558.9	953.3	1,582.0
韓国	243.9	230.5	186.6	253.8	328.7	351.6	532.7	637.2	900.1	917.1
インドネシア	423.0	346.2	413.8	280.9	357.3	391.7	567.2	444.5	613.4	631.1
クウェート	727.6	147.5	670.8	117.2	443.0	142.5	730.2	150.3	489.5	166.4
サウジアラビア	1,971.2	727.7	1,361.0	590.0	910.0	626.3	1,075.3	703.5	1,237.0	629.0
イラン	0.3	14.1	6.9	12.1	24.4	14.0	36.0	13.5	33.4	5.6
その他	3,956.7	4,210.5	4,042.9	4,174.1	4,533.7	5,900.8	6,794.8	8,462.7	9,777.2	10,230.9
全世界合計	21,959.1	30,456.4	20,102.0	30,725.7	24,164.6	39,849.3	34,957.2	53,611.7	49,655.8	60,585.4

(出所) 第2表に同じ。

第7表 商品別貿易額

(単位：100万米ドル)

	1982	1983	1984	1985	1986	1987	1988
輸出総額	22,204	25,123	30,456	30,726	39,849	53,612	60,585.4
紡織品	4,786	5,000	6,086	6,051	7,295	8,964	8,985.3
電気器具・部品	3,912	4,853	6,580	6,449	8,908	13,481	16,634.1
プラスチック製品	1,499	1,782	2,414	2,649	3,527	4,656	5,001.6
合板	334	362	280	247	239	305	315.2
木材・同製品	778	945	1,070	1,076	1,522	1,923	1,902.7
機械	845	966	1,144	1,228	1,598	2,374	3,187.5
金属製品	1,019	1,354	1,741	1,779	2,360	3,227	3,488.5
卑金属	664	696	738	762	702	752	1,313.6
化学品	594	588	704	813	1,083	1,364	2,095.8
水産加工品	248	285	288	287	396	406	590.0
輸入総額	18,888	20,287	21,959	20,102	24,165	34,957	49,655.8
原油	3,871	4,094	3,767	3,338	2,042	2,528	2,212.8
化学品	1,510	1,850	2,036	1,931	2,764	3,613	4,906.0
電気器具・部品	2,003	2,361	3,152	2,797	4,313	6,584	8,687.4
機械	1,967	1,878	2,168	1,760	2,428	3,771	4,975.5
送機械	1,028	1,001	640	758	877	1,639	2,821.1
鉄鋼	1,654	1,791	2,038	1,859	2,674	4,853	10,411.4
木材	453	463	434	313	347	488	588.4
貿易収支	3,316	4,836	8,497	10,624	15,684	18,655	10,929.6

(出所) 第2表に同じ。

第8表 国際収支

(単位：100万米ドル)

	1983	1984	1985	1986	1987	1988
A. 経常収支	4,412	6,976	9,195	16,217	17,925	10,167
a. 財貨、労務と所得	4,455	7,146	9,444	16,517	18,621	12,091
商品 f. o. b.	6,268	9,233	11,170	16,857	20,212	13,805
貨物運輸	-715	-698	-348	-572	-457	-351
その他の運輸	-354	-457	-521	-446	-745	-845
旅行	-239	-945	-1,036	-508	-1,022	-1,778
投資所得	65	669	1,113	1,982	2,280	3,400
その他の貨物、労務と所得	-570	-656	-934	-799	-1,647	-2,140
b. 無償性移転	-43	-170	-249	-297	-696	-1,924
民間	-42	-170	-244	-304	-704	-1,921
政府	-1	0	-5	7	8	-3
B. 直接投資とその他の長期資本、F項目を除く	1,043	-739	-777	-1,408	-2,386	-6,031
直接投資	130	131	260	261	11	-3,161
その他の長期資本	913	-870	-1,037	-1,669	-2,397	-2,870
AとBの合計	5,455	6,237	8,418	14,809	15,539	4,136
C. 短期資本、F項目を除く	-397	-89	284	1,421	4,013	0
D. 誤差脱漏	-352	-408	494	168	-231	-1,463
AからDまでの合計	4,706	5,740	9,196	16,398	19,321	2,673
E. 相対科目	156	119	156	223	992	2,629
金の貨幣化/非貨幣化	156	119	156	223	992	2,629
SDRの分配/取消し	-	-	-	-	-	0
AからEまでの合計	4,862	5,859	9,352	16,621	20,313	5,302
F. 銀行体系の国外資産純額の変動	-4,862	-5,859	-9,352	-16,621	-20,313	-5,302

(出所) 第2表に同じ。

第9表 華僑・外国人の認可投資件数と額 (許可ベース)

(単位：1,000米ドル)

年	華 僑		外 国 人		合 計		ア メ リ カ		日 本	
	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額
1961~80	1,417	954,247	1,234	1,728,504	2,651	2,682,751	314	752,804	744	455,975
1981	32	39,463	73	356,294	105	395,757	25	203,213	27	64,623
1982	50	59,720	82	320,286	132	380,006	33	79,606	24	152,164
1983	49	29,086	100	375,382	149	404,468	35	93,294	33	197,770
1984	74	39,770	100	518,971	174	558,741	41	231,175	28	113,978
1985	67	41,757	107	660,703	174	702,460	42	332,760	32	145,236
1986	80	64,806	206	705,574	286	770,380	56	138,428	88	253,596
1987	117	195,727	363	1,223,069	480	1,418,796	74	414,061	207	399,240
1988	89	121,377	438	1,061,161	527	1,182,538	60	134,726	212	431,867
合 計	1,975	1,545,953	2,703	6,949,944	4,678	8,495,897	680	2,380,067	1,395	2,213,449

(出所) 第2表に同じ。

第10表 主要外国借債 (1988年12月31日現在)

		約 定 金 額	支 出 金 額	元 金 返 済 額	未 返 済 額
合 計	(1,000米ドル)	2,658,802	2,563,644	2,487,535	77,109
	(1,000台湾元)	1,331,918	1,331,918	865,402	466,516
	(1,000円)	49,917,252	49,917,252	49,917,252	0
	(1,000SR*)	809,800	517,982	254,640	263,342
	(1,000米ドル)	137,570	137,570	99,744	37,826
アメリカ援助	(1,000台湾元)	1,331,918	1,331,918	865,402	466,516
世界銀行 (IBRD)	(1,000米ドル)	309,786	309,786	304,786	5,000
第二世銀 (IDA)	(1,000米ドル)	15,756	15,756	4,839	10,917
日 本	(1,000円)	49,917,252	49,917,252	49,917,252	0
米 輸 入 出 銀 行	(1,000米ドル)	2,074,574	1,979,416	1,968,096	12,320
アジア開発銀行	(1,000米ドル)	91,116	91,116	80,070	11,046
サウジアラビア	(1,000米ドル)	30,000	30,000	30,000	0
サウジ開発基金	(1,000SR*)	809,800	517,982	254,640	263,342

(注) \*サウジアラビア通貨。

(出所) 第2表に同じ。

第11表 マネーサプライ

年	金 額 (100万台湾元)					年間増加率 (%)	
	通貨発行高 A	預金残高 B	M <sub>1</sub> (C = A + B)	準 通 貨 D	M <sub>2</sub> (E = C + D)	M <sub>1</sub>	M <sub>2</sub>
1978	78,550	221,663	300,213	413,918	714,131	35.3	30.4
1979	88,333	235,084	323,417	458,868	782,285	10.2	11.7
1980	110,432	286,430	396,862	556,751	953,613	19.1	20.6
1981	128,299	323,261	451,560	679,841	1,131,401	13.8	18.9
1982	138,273	379,207	517,480	888,709	1,406,189	16.4	24.5
1983	159,616	453,286	612,902	1,164,706	1,777,608	18.4	26.4
1984	168,160	501,459	669,619	1,464,601	2,134,220	9.4	20.1
1985	182,808	568,661	751,469	1,881,673	2,633,142	11.9	22.4
1986	231,046	906,817	1,137,863	2,160,999	3,298,862	51.4	25.3
1987	284,964	1,283,261	1,568,225	2,606,796	4,175,021	37.8	25.8
1988	320,624	1,629,849	1,950,473	2,970,331	4,920,804	25.2	18.6

(出所) 第2表に同じ。

第12表 消費者物価指数 (台湾地区)

(1986=100)

	総 合	食 品	衣 類	住 宅	交通・通信	医薬・保健	教育・娯楽	そ の 他
1982	96.98	99.69	104.62	95.27	101.85	93.20	86.38	99.10
1983	98.77	101.95	106.14	97.45	101.28	93.40	88.92	99.08
1984	98.96	99.35	107.28	98.62	102.56	98.03	91.72	99.72
1985	99.32	97.83	105.56	99.50	103.52	101.00	96.36	100.03
1986	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
1987	99.95	100.45	96.77	100.30	98.41	100.34	101.47	97.10
1988	101.04	101.63	98.81	100.37	97.28	100.88	106.84	96.77
1989	106.11	108.07	98.17	106.36	98.97	105.96	112.49	98.91

(出所) 第1表に同じ。

第13表 財政収支

(単位：100万台湾元)

	1984		1985		1986		1987		1988	
	金額	構成比(%)	金額	構成比(%)	金額	構成比(%)	金額	構成比(%)	金額	構成比(%)
歳入(A)	534,154	100.0	576,039	100.0	636,204	100.0	707,843	100.0	852,630	100.0
租税収入	343,212	64.3	353,109	61.3	356,975	56.1	415,318	58.7	511,637	60.0
専売収入	40,152	7.5	41,738	7.2	44,824	7.0	46,137	6.5	45,273	5.3
非租税収入	78,783	14.7	107,969	18.7	135,887	21.4	159,422	22.5	197,771	23.2
その他	72,007	13.5	73,223	12.8	98,518	15.5	86,966	12.3	97,950	11.5
歳出(B)	519,049	100.0	563,729	100.0	632,661	100.0	662,135	100.0	751,930	100.0
一般行政・国防	177,065	34.1	197,211	35.0	223,664	35.3	220,872	33.4	240,597	32.0
教育・科学・文化	98,812	19.0	111,865	19.8	129,556	20.5	134,293	20.3	148,020	19.7
経済開発	138,613	26.7	138,021	24.5	154,534	24.4	171,364	25.9	192,406	25.6
社会福祉	81,714	15.7	88,400	15.7	98,728	15.6	102,482	15.5	131,457	17.5
債務	18,482	3.6	23,423	4.2	21,337	3.4	27,213	4.1	33,462	4.5
その他	4,363	0.9	4,808	0.8	4,842	0.8	5,911	0.9	5,988	0.8
収支差(A)-(B)	15,105		12,310		3,543		45,708		100,700	

(出所) 第2表に同じ。

第14表 業種別平均月額賃金およびその指数

(単位：台湾元, かつこ内指数は1986=100)

年	鉱業	製造業	水道・電気ガ	建設業	運輸・通信業	金融・保険・サービス
1982(平均)	15,230(87.7)	10,463(75.4)	18,518(70.3)	11,509(76.8)	13,099(77.2)	18,701(79.6)
1983(平均)	14,862(85.6)	11,125(80.2)	19,501(74.0)	12,861(85.9)	13,113(77.3)	19,412(82.7)
1984(平均)	15,847(91.3)	12,844(92.6)	22,744(86.4)	14,173(94.6)	14,717(86.7)	21,142(90.0)
1985(平均)	16,491(95.0)	12,608(90.9)	28,850(98.2)	14,582(97.4)	16,109(94.9)	22,466(95.7)
1986(平均)	17,361(100.0)	13,874(100.0)	26,329(100.0)	14,977(100.0)	16,968(100.0)	23,484(100.0)
1987(平均)	17,940(103.3)	15,220(109.7)	27,437(104.2)	15,942(106.4)	17,729(104.5)	25,907(110.3)
1988(平均)	19,591(112.8)	16,846(121.4)	32,607(123.8)	17,748(118.5)	19,047(112.3)	28,536(121.5)

(出所) 第2表に同じ。